

福知山市 平成29年度公開事業検証

【別冊】各事業の説明資料

《目次》

26日グループ① (アトリエ)

ページ	担当課	予算事業名
1	生活交通課	高校生定期乗車券補助事業
2	保険課	重度心身健康管理事業
3	図書館	中央館運営事業
4	生涯学習課	文化財保全事業
5	教育総務課	中学校配膳員配置事業
6	学校教育課	小学校就学援助事業・特別支援就学奨励事業 中学校就学援助事業・特別支援就学奨励事業

26日グループ② (ギャラリー)

ページ	担当課	予算事業名
7	産業振興課	城下町福知山・まち歩き観光促進モデル事業
8	農林業振興課	新規就農総合支援事業
9	環境政策室	資源ごみ集団回収報奨事業
10	子育て支援課	多子世帯保育料軽減事業(保育園分)
11	健康推進課	妊婦健康診査事業
12	高齢者福祉課	脳いきいき元気アップ事業

27日グループ① (アトリエ)

ページ	担当課	予算事業名
13	秘書広報課	市民相談事業
14	人権推進室	人にいちばん近いまちづくり実行委員会活動事業 人にいちばん近いまちづくり事業
15	資産活用課	施設マネジメント事業
16	都市整備課	駅周辺公共施設管理事業
17	都市計画課	既設公園管理事業
18	土木課	除雪関連事業

27日グループ② (ギャラリー)

ページ	担当課	予算事業名
19	消防本部予防課	防火安全対策推進事業
20	危機管理室	災害時資機材整備事業
21	地域医療課	災害時要配慮者避難支援事業
22	文化・スポーツ振興課	郷土資料館管理運営事業 郷土資料館展示品等充実事業
23	移住・企業立地推進課	企業誘致促進特別対策事業
24	まちづくり観光課	NHK大河ドラマ誘致推進事業

平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	高校生定期乗車券補助事業 (120162)			担当課	生活交通課	
	開始年度	平成23(2011)	終了予定年度	平成32(2020)	作成責任者	横山 晋	
	施策の大綱	公共交通の最適化			関連計画等	-	
	施策名	利用しやすい鉄道機能を確保する				-	
	根拠法令等	-			(フラグ1)		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 国府制度事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他 ()						
基礎情報	事業目的 (あるべき姿)	路線バスや鉄道を利用して遠距離通学する高校生の定期乗車券購入費用の一部を助成することにより、保護者の負担を軽減するとともに、公共交通の利用促進を図る。					
	対象者	市内在住高校生の保護者	対象者数	2,300	一人当たりコスト	1.78	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 <委託先・実施主体等>					
	事業概要	通学定期券購入額が1か月の金額で7,200円を超える部分の額について75%相当額を補助金として交付する。対象となる購入金額の上限は22,100円とし、1か月あたりに換算した金額を基準とする。					
	主な経費と 具体的内容 (H28実績)	項目	具体的な内容		H28経費		
	補助金	高校生通学定期乗車券補助金		2283			
	消耗品	事務用品		39			
	郵送料	通知等郵送料		18			
	関連事業						
予算と執行の状況	区分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算...①	3,268	2,825	2,559		
		補正予算...②	△ 24	△ 322	0		
		繰越し等...③	0	0	0		
	財源内訳	一般財源	2,314	446	1,759		
		国支出金	0	0	0		
		府支出金	0	1,333	0		
		地方債	0	0	0		
		その他特財	930	724	800		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.20/0	0.20/0	0.20/0		
概算人件費...④		1,600	1,600	1,600			
総事業費(①+②+③+④)...⑤		4,844	4,103	4,159			
執行状況	執行額...⑥	2,348	2,340				
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)	72.4%	93.5%				
業績指標	成果実績 (アウトカム) 実績/当初目標	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		高校生通学定期乗車券補助人数	人	59 / 50	59 / 50	/ 50	50
	活動実績 (アウトプット) 実績/当初見込	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		周知活動	件	1 / 8	2 / 8	/ 8	8
		単位あたりコスト		2,348.0	1,170.0		
		単位あたりコスト		/	/	/	
		単位あたりコスト		/	/	/	
単位あたりコスト		/	/	/			

		項目	評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	保護者の通学費負担額の均衡化を図り、教育機会の均等を図るとともに、公共交通の利用を促進するために市が積極的に関与する必要がある。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	概ね制度は浸透してきたが、継続したPRが必要である。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	○	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	○	公共交通を利用して遠距離通学する高校生の保護者の経済的負担を軽減することができ、高等教育の機会均等と公共交通の利用促進につながる。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	△	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	○	
		目的及び指標等の達成状況に対する評価	定期券の購入金額の一部を補助することにより、公共交通の利用促進につなげているところは評価できる。	
	今後の課題及び方向性	制度のPRを積極的に行い、公共交通利用促進に努める。		
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所 見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所 見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び 予算要求方針	方針区分	内 容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし		
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充		

高校生の通学定期券購入費を補助します！

福知山市では、路線バスや鉄道を利用して遠距離通学をする高校生の保護者の負担を軽減し、安心・安全な通学手段の確保を図るとともに、公共交通の利用を促進するため高校生定期乗車券補助事業を実施しています。

【対象者】

福知山市内に居住し、路線バスや鉄道の通学定期券を購入して、京都府内の高等学校に通学する生徒の保護者。

【補助金額】

通学定期券の購入金額のうち、1カ月当たり7,200円を超える部分の75%相当額を補助します。(100円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額)

ただし、1カ月当たりの購入金額は22,100円を上限として、3カ月定期など1カ月を超える通学定期券の場合は、1カ月相当額に換算して算定します。

(注) ・ 鉄道とバスなど複数の定期券を利用される場合は合算して算定します。

(計算例) 購入金額 3カ月定期 60,000円 の場合

$(60,000 \text{円} / 3 \text{カ月} - 7,200 \text{円}) \times 3 / 4 = 9,600 \text{円}$

補助金額 : $9,600 \text{円} \times 3 \text{カ月} = 28,800 \text{円}$

【申請方法】

定期券の使用期限終了後、次の書類に必要事項を記入・押印のうえ、市役所生活交通課または各支所の窓口へ申請してください。

平成29年度の申請書の受付期間は平成29年4月1日～平成30年3月31日です。

《申請書類》

(1) 補助金交付申請書

※ 申請書には運行会社による証明が必要です。定期券を更新(継続)された場合は更新(継続)時に、定期券を更新(継続)されなかった場合は有効期間満了後に使用済定期券を持って、いずれも定期券を購入された窓口で証明をもらってください。

なお、定期券の更新(継続)はJRバス、京都交通バス、丹後海陸交通バス、市バスについては有効期間満了1週間前、JR、丹鉄については有効期間満了2週間前から可能です。

(2) 補助金支払請求書

(3) 定期券の写し

(4) 在学を証明する書類(学生証の写し、在学証明書等)

(5) 預金通帳等振り込み口座のわかるもの。

※ (4)については、年度の最初の申請時のみ必要です。

※ 振り込み口座は申請者(保護者)名義のものに限ります。

※ 補助金の支払いは申請後、4カ月程度お待ちいただく場合があります。

※ 補助金交付申請書、補助金支払請求書の様式は、市内の各定期券の販売所または市役所生活交通課、各支所の窓口で配布のほか、福知山市のホームページからダウンロードできます。

※ 他の通学補助制度と併用して利用できない場合がありますのでご注意ください。

詳しくは、福知山市役所生活交通課(Tel.24-7020)までお問い合わせください。



福知山市高校生定期乗車券補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、路線バス又は鉄道（以下「公共交通」という。）の通学定期乗車券（以下「定期券」という。）を購入し、遠距離通学する高校生の保護者の経済的負担を軽減することで、教育の機会均等を図るとともに、公共交通の利用を促進することを目的として、予算の範囲内で交付する福知山市高校生定期乗車券補助金について、福知山市補助金交付規則（昭和28年福知山市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の対象者は、市内に住所を有し、市内から次に掲げる高等学校等に通学する生徒のために、公共交通の定期券を購入する保護者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。次号において「法」という。）に定める高等学校であって、京都府内に所在するもの
- (2) その他法に定める学校のうち、前号に準ずると認められる学校及び課程

(補助対象期間)

第3条 補助金の対象とする期間は、前条第1号及び第2号に掲げる高等学校にあつては正規の修業年限を上限とし、前条第3号に掲げる学校及び課程にあつては高等学校課程とみなされる修業年限を上限とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、生徒の居住地の最寄りのバスの停留所又は最寄りの鉄道の駅から、当該生徒が通学する第2条各号に掲げる高等学校等の最寄りのバスの停留所又は最寄りの鉄道の駅までの区間内で、最も合理的な経路を利用した場合の定期券の購入費であつて、1か月に要する金額が7,200円を超え、かつ、22,100円以下の金額のものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から7,200円を控除した額に4分の3を乗じた額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1か月を超える定期券の場合は、別に定める基準により1か月相当に換算した金額であつて、当該金額が第4条に規定する範囲内にあるものを補助対象経費とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福知山市高校生定期乗車券補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に申請するものとする。

- (1) 在学を証する書類（生徒手帳の写し、在学証明書等）
- (2) 購入した定期券の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、相当と認められた場合は、福知山市高校生定期乗車券補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、福知山市高校生定期乗車券補助金支払請求書(別記様式第3号)を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成25年3月29日告示第233号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の福知山市高校生定期乗車券補助金交付要綱の規定は、施行日以後の期間の定期券(定期券の期間の始期が施行日前であり、かつ、終期が施行日以後となるものである場合は、当該定期券の期間のうち、施行日から終期までを対象とする。)に係る補助金から適用し、同日前の期間の定期券に係る補助金については、なお従前の例による。

福知山市高校生定期乗車券補助事業 運用規定

この規定は福知山市高校生定期乗車券補助金交付要綱に定めるもののほか、運用に際し必要な事項を定める。

第1 要綱第2条第3号「学校教育法」に定める学校のうち、前各号のいずれかに準ずると認められる学校及び課程とは、高等専門学校の高校課程、特別支援学校の高校課程をいう。

第2 要綱第4条における補助対象経費は、第4条に規定するほか以下のとおりとする。

- (1) 複数の公共交通機関を併用して通学する場合は、それぞれの定期券の購入金額を合算して算定する。
- (2) 平成23年3月31日以前に購入した定期券については、平成23年4月以降の通学に該当すると認められる部分のみ補助対象経費とする。

第3 要綱第5条中別に定める基準は次のとおりとする。なお、1円未満の端数がある場合はこれを切捨てた額とする。

- (1) 3か月定期券は、購入金額を3で除した額とする。
1か月相当金額 : $3\text{か月定期券購入金額} \div 3$
- (2) 6か月定期券は、購入金額を6で除した額とする。
1か月相当金額 : $6\text{か月定期券購入金額} \div 6$
- (3) 学期定期券の1か月相当金額は、購入金額を定期券の有効期間の日数(以下「有効日数」という。)で除し、30を乗じた額とする。この場合の使用月数は有効日数を30で除した額とする。(小数点以下切捨て) また、1か月相当金額に使用月数を乗じた金額と定期券の購入金額の差額については、その金額を別途1か月相当金額とみなすものとする。なお、この場合において、第4条並びに第5条の7, 200円並びに22, 100円は、それぞれに30で除し有効日数から使用月数に30を乗じた数値を控除した値を乗じた額とする。

1か月相当金額 : $\text{学期定期券購入金額} \div \text{有効日数} \times 30$. . . ①

定期券使用月数 : $\text{有効日数} \div 30$ (小数点以下切捨て) . . . ②

購入金額差額分 : $\text{定期券購入金額} - ① \times ②$

7, 200円並びに22, 100円の調整 :

$7, 200\text{円もしくは}22, 100\text{円} \div 30 \times (\text{有効日数} - ② \times 30)$

第4 要綱第6条中別に定める日は次のとおりとする。

- (1) 運行会社が証明する使用済証明書の日が4月1日から6月末日までの定期券に係る申請は7月15日まで。
- (2) 運行会社が証明する使用済証明書の日が7月1日から9月末日までの定期券に係る申請は10月15日まで。
- (3) 運行会社が証明する使用済証明書の日が10月1日から12月末日までの定期券に係る申請は1月15日まで。
- (4) 運行会社が証明する使用済証明書の日が1月1日から3月末日までの定期券に係る申請は3月末日まで。

ただし、(1)～(3)の申請期限は事務処理上の定めであり、期限を経過しても受け付けるものとする。各年度の受付期限は3月末日までとする。

第5 補助金交付申請書を受理した場合、他の通学補助制度との併給にならないよう関係部署へ照会を行うものとする。

- (1) 生活保護による就学費補助の適用について社会福祉課へ照会を行う。
- (2) 母子家庭通学支援制度の適用について子育て支援課へ照会を行う。
- (3) その他これに類する制度で併給が妥当でない認められる制度の担当部署。

附則

この運用規程は、平成23年4月1日から施行する。

平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	重度心身障害老人健康管理事業 (420248)			担当課	保険課	
	開始年度	昭和58(1983)	終了予定年度	平成32(2020)	作成責任者	村瀬 勝子	
	施策の大綱	高齢者福祉の充実			関連計画等	-	
	施策名	高齢者の生活を支援する				-	
	根拠法令等	重度心身障害老人健康管理事業費補助金交付要綱			(フラグ1)		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input checked="" type="checkbox"/> 国府制度事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他 ()						
基礎情報	事業目的 (あるべき姿)	健康な高齢者より疾病が重度化しやすい心身に障害のある高齢者に対して、健康管理に要する費用を助成することで、重症化を防ぎ、障害者福祉の向上を図る。					
	対象者	重度、中度の障害者手帳保持者で交付要件を満たすもの	対象者数	1,867	一人当たりコスト	71.56	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 (委託先・実施主体等)					
	事業概要	後期高齢者医療被保険者のうち、身体障害者手帳1級から4級、療育手帳A及びB、精神障害者保険福祉手帳1級から3級を交付されている人について、医療機関等の窓口で支払う自己負担金額を健康管理に要する費用として助成する。					
	主な経費と 具体的内容 (H28実績)	項目	具体的な内容			H28経費	
		扶助費	医療費自己負担金の助成			127193	
役務費		審査支払手数料、郵送料			1202		
関連事業	福祉医療給付(老)運営事業						
予算と執行の状況	区分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算...①	132,427	130,007	130,373		
		補正予算...②	0	0	0		
		繰越し等...③	0	0	0		
	財源内訳	一般財源	96,255	95,883	93,162		
		国支出金	0	0	0		
		府支出金	36,172	34,124	37,211		
		地方債	0	0	0		
		その他特財	0	0	0		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.45/0	0.45/0	0.45/0		
概算人件費...④		3,600	3,600	3,600			
総事業費(①+②+③+④)...⑤		136,027	133,607	133,973			
執行状況	執行額...⑥	126,424	128,395				
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)	95.5%	98.8%				
業績指標	成果実績 (アウトカム) 実績/当初目標	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		利用者実人数	人	1855 /	1819/	/	
	活動実績 (アウトプット) 実績/当初見込	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		制度利用件数	件	44197 / 43105	44066 / 43589	/44060	
		医療費自己負担金の助成額	千円	125229/131220	127193/128786	/129139	
		年平均受給者数(認定者)	人	1688/1754	1663/1718	/1701	
	単位あたりコスト		74.9	77.2			

		項目	評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	・低所得の障害者が安心して医療機関に係るための事業であり、必要性は高い。 ・京都府の補助事業であり、委託できる事業ではない。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	・23年度に対象者を見直し3級4級等中度の障害者については、市府民税非課税者とし対象者削減を図る。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	○	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	△	・心身に障害のある高齢者の医療費を助成する事業であり、障害者福祉の向上に有効な事業である。 ・扶助費は、目標を定めにくい。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	△	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	△	
	目的及び指標等の達成状況に対する評価	利用者実人数は、年度内に医療機関等で受診があった本制度の認定者(健康管理シール交付者)であり、平均認定者数を超えていることから、認定者のすべてが何らかの診療を受け、制度を利用している。利用件数が減少しているにもかかわらず助成額は増加している要因として、医療の高度化・長期化が考えられる。		
	今後の課題及び方向性	京都府の補助金交付要綱に市独自事業を加えて実施しており、制度の見直しや運営について協議して行く必要がある。		
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び予算要求方針	方針区分	内容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし		
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充		

重度心身障害老人健康管理事業について

1. 健康管理事業について

重度心身障害老人健康管理事業とは、後期高齢者医療被保険者のうち、身体障害者手帳1級～4級及び精神障害者保健福祉手帳1級～3級、療育手帳 A、Bをお持ちの人について、申請をしていただくと翌月から、医療機関等の窓口で支払う高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金に相当する額を、健康管理に要する費用として助成する制度です。※（ただし所得制限があります。）

※身体障害者手帳3・4級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人は本人の市民税非課税が条件になります。

2. 助成方法

京都府内の医療機関等では、窓口で対象者証（健管シール）を提示していただくと、一部負担金を支払わなくても受診できます。

3. 助成される一部負担金 （平成29年8月から変更）

区分		助成される一部負担金（1ヶ月につき）	
		外来	入院+外来
現役並み所得者（3割）		57,600円	80,100円+1% ※1・2
一般（1割）		14,000円 <small>（年間上限144,000円）</small>	57,600円 ※2
低所得 <small>（住民税非課税世帯）</small>	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ	8,000円	15,000円

※ 1（+1%は医療費が267,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算）

※ 2 過去12か月以内に3回以上上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。（多数回上限額 44,400円）

● 低所得Ⅰ、Ⅱは限度額適用・標準負担額減額認定証が必要です。

4. 京都府以外の医療機関等へ受診された場合

京都府以外の医療機関等で受診された場合は、医療機関等の窓口で一部負担金を支払っていただき、申請により給付（返金）します。

■ 医療費の計算は保険点数で行うため、実際支払われた金額と誤差が出る場合があります。

■ 給付申請に必要なもの

● 後期高齢者医療被保険者証・健管シール・領収書・預金通帳・印鑑

平成28年1月から、マイナンバー制度開始により本人確認書類が必要となりましたので、上記に加えて下記のものも持参してください。

● 個人番号が確認できるもの（個人番号通知カード、個人番号カードなど）

● 本人確認ができるもの（1か2のいずれか）

1、顔写真つきの証明書1種類（運転免許証、障害者手帳、パスポートなど）

2、顔写真なしの証明書2種類（健康保険証、介護保険証、年金手帳など）

※代理の人が手続きされる場合は、代理人の本人確認ができるものもあわせて持参してください。

<裏面につづく>

5. **院外処方**

院外処方により、薬局等でくすりを処方される場合は、必ず薬局の窓口にも健管シールを提示してください。

6. **資格の更新**

健管シールは、毎年8月1日をもって更新します。前年中の所得状況等を調査し交付要件を満たされた人には、7月末に新しい健管シールを送付します。交付要件を満たさず非該当の人にはその旨通知します。

7. **届出**

- 身体障害者手帳等に変更（等級の変更）があった場合は、手帳等を持参のうえ、社会福祉課で届出をしてください。
- 身体障害者手帳等に再認定日がある人は、手帳の更新手続きが必要となります。再認定を受けられない場合や、更新手続きが遅れた場合は、健管シールの期間を終了させていただきますので、ご了承ください。

8. **支給の制限**

他の制度により健康管理に相当する費用の給付が受けられる場合は、健康管理費の給付を制限する場合があります。

9. **初診時保険外併用療養費【自己負担が必要】**

ベッド数が200床以上ある病院等は、初診外来の際に初診時保険外併用療養費が必要になります。

10. **食事療養費【自己負担が必要】**

入院中の食事療養費は下記のとおりです。

現役並み所得者・一般		1食	360円
低所得Ⅱ	90日までの入院	1食	210円
	90日を超える入院 (過去12ヶ月の入院日数)	1食	160円
低所得Ⅰ		1食	100円

- 低所得Ⅰ・Ⅱは限度額適用・標準負担額減額認定証が必要です。

11. **その他**

- 差額ベッド料等健康保険が効かないものについては自己負担が必要です。
- 京都府内の医療機関等で、健管シールを提示せず一部負担金をお支払いされた場合は、福知山市より返金することができませんので、ご了承ください。

【お問い合わせ】〒620-8501 福知山市役所

市民人権環境部保険課高齢者医療係

電話 (本庁) : 0773-24-7018

三和支所 窓口相談係 : 0773-58-3002

夜久野支所 窓口相談係 : 0773-37-1106

大江支所 窓口相談係 : 0773-56-1103

重度心身障害老人健康管理事業 対象者

府 補助事業対象者

65歳以上

身障	療育	
1級	A	※合併
2級		

後期高齢の被保険者

本人・配偶者・扶養義務者の所得が基準額以下
福知山市に住民票がある人

※身障3級+IQ50以下(療育A・B)

市 単独事業対象者

65歳～74歳

身障	療育	精神
3級		1級
※4級の一部		2級

後期高齢の被保険者

本人・配偶者・扶養義務者の所得が基準額以下
本人の住民税非課税

福知山市に住民票がある人

精神入院は給付対象外

※ 音声・言語機能の著しい障害

両下肢のすべての指を欠くもの

1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの

1下肢の機能の著しい障害

75歳以上

身障	療育	精神
3級	B	1級
4級		2級
		3級

平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	中央館運営事業 (630302)		担当課	図書館		
	開始年度	昭和21(1946)	終了予定年度	平成42(2030)	作成責任者	吉田 和彦	
	施策の大綱	生涯学習の推進			関連計画等		
	施策名	図書館活動を充実させる					
	根拠法令等	図書館法、福知山市立図書館条例			(フラグ1)		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 国府制度事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他 ()						
基礎情報	事業目的(あるべき姿)	公立図書館として、図書館中央館において安定した図書館サービスを提供し、市民にとって地域の情報収集や知識習得の場として、魅力ある図書館として運営していくことを目的とする。					
	対象者	福知山市民(在住、在学、在勤) 三たん地域在住者	対象者数	78,000	一人当たりコスト	1.046	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 (委託先・実施主体等)					
	事業概要	図書館中央館の管理・運営 図書館機能を充実し、利用者がよりよく課題を解決するための利用や、主体的な学習活動・読書活動の充実を図るため、積極的な情報提供・情報発信や啓発を行うとともに、利用者ニーズの把握や利用環境の整備に努める。 関係機関・関係団体と連携し、北近畿の中核となる図書館サービスの拡充を図る。					
	主な経費と具体的内容(H28実績)	項目	具体的な内容			H28経費	
		報酬	図書館協議会委員報酬			288	
		賃金	臨時職員雇用経費			21,860	
需用費		図書用消耗品、移動図書館車燃料費、利用券作成 等			2,414		
役員費		通話料、郵送料、移動図書館車点検手数料 等			784		
委託料		図書館情報システム及び機器保守料 等			9,222		
使用料及び賃借料	図書館情報システム使用料、複写機使用料 等			3,940			
関連事業	資料収集整理事業、分館運営事業(三和・夜久野・大江)、佐藤八重子記念子ども読書活動支援事業(図書館)						
予算と執行の状況	区分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算…①	38,400	38,945	41,497		
		補正予算…②	0	0	0		
		繰越し等…③	0	0	0		
	財源内訳	一般財源	38,276	38,821	41,348		
		国支出金	0	0	0		
		府支出金	0	0	0		
		地方債	0	0	0		
		その他特財	124	124	149		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	4.56/2.47	4.56/2.48	4.56/2.49		
		概算人件費…④	42,655	42,655	42,655		
総事業費(①+②+③+④)…⑤		81,055	81,600	84,152			
執行状況	執行額…⑥	36,838	37,024				
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)	95.9%	95.1%				
業績指標	成果実績(アウトカム)実績/当初目標	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		年間来館者数	人	258,315/252,300	250,896/262,300	/ 272,300	302,300
				/	/	/	
	活動実績(アウトプット)実績/当初見込	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		年間資料貸出冊数	冊	583,754/439,000	581,304/459,000	/ 479,000	539,000
		単位あたりコスト		0.1	0.1		
			日	/	/	/	
単位あたりコスト		/	/	/			
単位あたりコスト		/	/	/			

		項目	評価	評価に対する説明
一次評価	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	・福知山市民だけでなく、三たん地域の利用者のニーズは高い。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	・バリアフリー資料、障がいのある人への読書支援の充実、民間事業者では厳しい。
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	△	・市民の人口に比較して、図書館登録・利用者の割合が増えることが望ましい。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○	・市内の分館や京都府内の図書館と本を流通させて有効活用している。
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	○	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	△	・新中央館の新館効果が薄れて定着期に入っているため、現状のままでは目標達成は困難である。新たな利用者を図書館に呼び込むため継続的な取り組みが必要。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	○	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	○	
▽担当課による自己評価△	目的及び指標等の達成状況に対する評価	新中央館開館から3年目となり、来館者は微減傾向にある。一方で年間貸出冊数は前年度比で約5%増加していることから、利用者一人あたりの貸出冊数が増加していることは評価できる。今後においても、利用者にとってよりよい図書館となるよう、さまざまなニーズに対しきめ細やかに応えていくことが必要と考える。		
	今後の課題及び方向性	これまで図書館に来られたことがない方に来館いただくために、具体的な方策の検討が必要である。		
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び 予算要求方針	方針区分	内容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし		
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充		

《根拠法令》

- ・日本国憲法 第19条から第21条の思想・宗教・表現の自由、及び第23条の学問の自由などの自由権の規定
- ・教育基本法 第3条（生涯学習の理念）～その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ～
第12条2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。
- ・社会教育法 第9条（図書館及び博物館）図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。
2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。
- ・図書館法 第2条で 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究レクリエーション等に資することを目的とする施設 としている。
第3条において、「次に掲げる事項の実施に努めなければならない。」として、郷土資料等の収集、レファレンス、分館等の設置・移動図書館車の巡回など9項目を掲げている。
第17条で 公共図書館は、地域住民すべてに、一般的な図書館サービスを無料で提供する、としている。

1 図書館の沿革

- 大正13年 ・惇明小学校の一室で福知山町立図書館を開設
- 昭和21年 ・福知山市立迎賓館内に場所を移転し、福知山市立図書館として開館
- 昭和47年 ・市民会館1階に新館として開設
- 平成18年 ・合併により名称を「福知山市立図書館中央館」と称し、三和・夜久野・大江に分館を設置
- 平成20年 ・「福知山市立図書館基本計画」、「福知山市子どもの読書活動推進計画」策定
- 平成23年 ・中央館、三和分館、夜久野分館、大江分館の電算システムを統合
- 平成24年 ・佐藤八重子記念子ども読書活動振興基金を創設
- 平成26年 ・中央館を市民交流プラザふくちやまの1、2階に移転
- 平成28年 ・「第2次福知山市子どもの読書活動推進計画」策定

2 図書館の予算

[単位：千円]

事業名	説明	金額
資料収集整理事業	4館分の閲覧用図書、新聞、雑誌、視聴覚資料購入経費 書誌データ及びICタグ作成委託 オンラインデータベース使用料 (レファレンス、新聞、法令、官報、サピエ)	27,128
中央館運営事業	中央館の管理・運営に要する経費	41,497
三和分館運営事業	三和分館の管理・運営に要する経費	2,082
夜久野分館運営事業	夜久野分館の管理・運営に要する経費	3,932
大江分館運営事業	大江分館の管理・運営に要する経費	2,064
佐藤八重子記念子ども読書活動支援事業	読書活動を支援するための事業(講座、講演会)に要する経費	569
合 計		77,272

3 事業の実績

(1) 各館の所蔵資料数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
中 央 館	114,529	137,254	170,944	183,594	197,791	209,235
三和分館	18,488	17,514	17,844	18,736	19,752	20,145
夜久野分館	32,810	33,182	35,066	35,751	37,047	38,366
大江分館	15,649	15,741	18,120	18,620	19,825	20,952
合 計	181,476	203,691	241,974	256,701	274,415	288,698

(2) 入館者数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
中 央 館	-	-	95,926	209,097	258,315	250,896
三和分館	5,488	5,724	5,992	5,648	5,278	5,438
夜久野分館	16,425	17,739	15,255	16,179	14,217	13,382
大江分館	6,482	6,805	4,260	7,485	7,414	7,923
合 計	28,395	30,268	121,433	238,409	285,224	277,639
当初目標					280,000	290,000

(3) 貸出点数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
中 央 館	263,510	265,938	245,970	396,359	531,405	528,169
三和分館	13,109	14,565	16,898	16,232	14,016	14,004
夜久野分館	34,690	34,899	37,525	35,155	24,887	25,739
大江分館	12,138	12,966	8,783	19,939	18,488	19,312
移動図書館	44,383	43,350	33,543	25,569	44,083	43,925
Web(延長)	617	1,786	2,353	4,275	8,266	9,210
合 計	368,447	373,504	345,072	497,529	641,145	640,359
当初目標					500,000	520,000

平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	文化財保全事業 (640103)		担当課	生涯学習課		
	開始年度	平成4(1992)	終了予定年度	平成32(2020)	作成責任者	崎山正人	
	施策の大綱	文化財の保護・保存			関連計画等	-	
	施策名	文化財を適切に保護・保存する				-	
	根拠法令等	福知山市文化財保全事業補助金交付要綱		(フラグ1)			
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input checked="" type="checkbox"/> 国府制度事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他()						
基礎情報	事業目的 (あるべき姿)	国・府・市指定文化財の保全・保護を図り、後世に貴重な文化財を伝える。					
	対象者	国・府・市指定文化財	対象者数	8	一件当りコスト	381.88	
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 (委託先・実施主体等)					
	事業概要	所有者の実施する指定文化財にかかる修理・保全・防災事業について助言を行うとともに補助金を支給する。					
	主な経費と 具体的内容 (H28実績)	項 目		具 体 的 な 内 容		H28経費	
保全事業		自火報維持管理・修繕		867			
予算と執行の状況	区 分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算・・・①	2,430	1,265	1,813		
		補正予算・・・②	0	0	0		
		繰越し等・・・③	0	0	0		
	財源内訳	一般財源	2,430	1,265	1,813		
		国支出金	0	0	0		
		府支出金	0	0	0		
		地方債	0	0	0		
		その他特財	0	0	0		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.18/0.14	0.18/0.14	0.18/0.14		
		概算人件費・・・④	1,790	1,790	1,790		
	総事業費(①+②+③+④)・・・⑤		4,220	3,055	3,603		
執行状況	執行額・・・⑥		1,090	867			
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)		44.9%	68.5%			
業績指標	成果実績 (アウトカム) 実績/当初目標	指 標	単 位	H27	H28	H29	最終目標
		維持管理・修繕未解決事項	-	0	0		0
			/	/	/		
	活動実績 (アウトプット) 実績/当初見込	指 標	単 位	H27	H28	H29	最終目標
		維持管理・修繕実施件数	件	12/ 16	8 / 13	/ 11	-
		単位あたりコスト		90.8	108.4		
				/	/	/	
		/	/	/			
		/	/	/			

		項目	評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	・維持管理、修繕のニーズは高い ・財団等の補助はあるが確実性は低い ・後世に伝えるため文化財の保護・保存ため優先度は高い
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	・所有者負担は全事業費の1/4以上であり妥当な割合である。 ・専門的な見地が必要な割合が高く、コスト比較は難しい部分がある。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	△	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	○	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	○	・年度ごとに申請件数の増減があり、成果目標を立てにくい。事前相談などで次年度以降の見込み目標数値を決めていく必要がある。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	○	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	△	
		目的及び指標等の達成状況に対する評価	貴重な文化財を後世に伝え残すことは地域資源として次世代への投資ともなっており、補助事業としては有効である。達成状況については、年度ごとに増減があるため件数としての評価は難しい。	
	今後の課題及び方向性	補助事業の実施により、貴重な文化財を保護し未来へと伝えることができ、今後も継続して実施していく。課題は、京都府は既に対応を行っているが、未指定文化財への補助についてどのように対応していくか検討が必要である。		
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び予算要求方針	方針区分	内容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし		
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充		

○福知山市文化財保全事業補助金交付要綱（平成4年6月15日告示第25号）

（趣旨）

第1条 福知山市における文化財保護施策の推進を図るため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）及び福知山市文化財保護に関する条例（昭和38年福知山市条例第13号。以下「市条例」という。）により指定された文化財並びに学術上、芸術上又は生活史上価値の高いもので、市民の文化生活の向上に資すると認められるものの所有者及び管理団体（以下「所有者等」という。）が、文化財の適正な保全を図るために実施する事業に要する経費に対して、福知山市補助金交付規則（昭和28年福知山市規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、文化財保全事業補助金を交付する。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するもので、市長が適当と認めるものとする。

- （1）所有者等が、国及び京都府の補助金を受けて実施する事業で、その経費について負担することが経済上困難であるもの
- （2）前号に掲げる場合を除き、文化財の保全が適切に行われる見込みのあるもの

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、次の各号に定めるものとし、予算の範囲内において交付する。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、次の各号に定める補助率及び限度額を超えて交付することができる。

- （1）国及び京都府の補助金を受けて実施するものは、当該補助事業に要する経費のうち、所有者等が負担する経費の2分の1以内の額とし、1事業について100万円（建造物については300万円）を限度とする。
- （2）前号に掲げる場合を除く市条例により指定された文化財又は別に定める交付基準に準じるものについては、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1事業について100万円（建造物については300万円）を限度とする。

（交付申請）

第4条 規則第3条に規定する交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、次の各号に掲げる関係書類を添えて、別に定める期日までに教育委員会を経由して、市長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書（別記第2号様式）
- （2）収支予算書（別記第3号様式）
- （3）見積書
- （4）仕様書

（事業計画変更申請）

第5条 規則第7条に規定する事業計画変更申請書は、別記第4号様式によるものとし、変更の理由発生後、速やかに教育委員会を経由して、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第6条 規則第8条に規定する実績報告書は、別記第5号様式によるものとし、事業完了後30日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに次に掲げる関係書類を添え、教育委員会を経由して、市長に提出しなければならない。

- （1）収支精算書（別記第6号様式）
- （2）事業の成果を証する書類

（返還命令等）

第7条 市長は、所有者等が、規則第9条各号に該当する行為若しくはこの要綱の規定に反した行為をしたときは、補助金交付の決定を取消し、若しくは変更し、又は補助金の全部若しくは一部を交付せず、又はその返還を命ずることがある。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

別記様式（省略）

文化財保全事業執行状況(平成26年度～平成28年度)

平成26年度

単位:円

指定別	事業名	補助金名	事業総額	国・府補助	事業額残額	市補助額	所有者負担
国指定	島田神社(畑中) 防災設備保守点検	国維持管理	28,080	11,000	17,080	8,000	9,080
府指定	旧松村家住宅(内記)保存修理事業	府指定登録	1,025,509	660,000	365,509	182,000	183,509
府指定	大原神社(大原)小修理(産屋)	府指定登録	928,800	464,000	464,800	232,000	232,800
府指定	観音寺(観音寺)環境保全地区災害復旧	府指定登録	250,000	125,000	125,000	62,000	63,000
府指定	天寧寺(大呂)防災設備保守点検等	府維持管理	140,400	59,000	81,400	40,000	41,400
府指定	一宮神社(堀)防災設備保守点検等	府維持管理	64,800	6,000	58,800	29,000	29,800
府指定	大原神社(大原)防災設備保守点検等	府維持管理	64,800	22,000	42,800	21,000	21,800
府指定	才ノ神フジ(南有路)保全事業	府維持管理	199,171	49,000	150,171	75,000	75,171
府指定	旧松村家(内記)防災設備保守点検等	府維持管理	44,280	15,000	29,280	14,000	15,280
府登録	稲粒神社(川北)防災設備保守点検等	府維持管理	32,400	10,000	22,400	11,000	11,400
市指定	長安寺(奥野部)木造薬師如来坐像修理	府社寺保全	3,894,480	800,000	3,094,480	1,000,000	2,094,480
市指定	浄仙寺(大江町河守)浜松図屏風	府社寺保全	1,137,000	568,000	569,000	284,000	285,000
			7,809,720	2,789,000	5,020,720	1,958,000	3,062,720

平成27年度

単位:円

指定別	事業名	補助金名	事業総額	国・府補助	事業額残額	市補助額	所有者負担
国指定	島田神社(畑中) 防災設備保守点検	国維持管理	28,080	11,000	17,080	8,000	9,080
府指定	才ノ神藤(南有路) 才ノ神藤 藤棚修理	府指定登録	1,865,160	932,000	933,160	466,000	467,160
府指定	一宮神社(一ノ宮)男神坐像 防犯カメラ設置	府指定登録	171,720	85,000	86,720	43,000	43,720
府指定	大原神社(大原) 摂社火神社本殿修理	府指定登録	1,144,800	572,000	572,800	286,000	286,800
府指定	旧松村家住宅(内記) 保存修理事業	府指定登録	217,080	108,000	109,080	54,000	55,080
府指定	一宮神社(堀) 防災設備保守点検	府維持管理	64,800	6,000	58,800	29,000	29,800
府指定	大原神社(大原) 防災設備保守点検	府維持管理	64,800	22,000	42,800	21,000	21,800
府指定	才ノ神藤(南有路) 環境保全事業	府維持管理	199,495	45,000	154,495	77,000	77,495
府指定	天寧寺(大呂) 防災設備保守点検	府維持管理	86,400	42,000	44,400	22,000	22,400
府指定	旧松村家(内記) 防災設備保守点検	府維持管理	44,280	11,000	33,280	16,000	17,280
府登録	稲粒神社(川北) 防災設備保守点検	府維持管理	32,400	11,000	21,400	10,000	11,400
市指定	宮垣自治会 威徳寺観音堂防犯センサー設置	府社寺保全	216,000	100,000	116,000	58,000	58,000
			4,135,015	1,945,000	2,190,015	1,090,000	1,100,015

平成28年度

単位:円

指定別	事業名	補助金名	事業総額	国・府補助	事業額残額	市補助額	所有者負担
国指定	島田神社(畑中) 防災設備保守点検	国維持管理	28,080	11,000	17,080	8,000	9,080
府登録	稲粒神社(川北) 本殿防災設備整備	府指定登録	1,166,400	730,000	436,400	218,000	218,400
府指定	天寧寺(大呂) 防災設備保守点検	府維持管理	86,400	42,000	44,400	22,000	22,400
府指定	一宮神社(堀) 防災設備保守点検	府維持管理	64,800	6,000	58,800	29,000	29,800
府登録	稲粒神社(川北) 環境維持	府維持管理	257,040	56,000	201,040	100,000	101,040
府指定	大原神社(大原)防災設備修理・保守点検、水門神社補修	府維持管理	874,800	247,000	627,800	313,000	314,800
府指定	才ノ神藤(南有路) 環境維持	府維持管理	210,166	47,000	163,166	81,000	82,166
府決定	観音寺(観音寺) 環境維持(災害復旧)	府維持管理	246,780	54,000	192,780	96,000	96,780
			2,934,466	1,193,000	1,741,466	867,000	874,466

福知山市内指定文化財等一覧表

Table with 4 columns: 種別 (Category), 番号 (Number), 名称 (Name), 指定別 (Designation). Lists 23 items under '天然記念物' (Natural Monuments).

Table with 4 columns: 種別, 番号, 名称, 指定別. Lists 16 items under '古文書' (Old Documents).

Table with 4 columns: 種別, 番号, 名称, 指定別. Lists 45 items under '彫刻' (Sculpture).

Table with 4 columns: 種別, 番号, 名称, 指定別. Lists 33 items under '建築物' (Buildings).

Table with 4 columns: 種別, 番号, 名称, 指定別. Lists 5 items under '碑文' (Inscriptions).

Table with 4 columns: 種別, 番号, 名称, 指定別. Lists 6 items under '無形民俗文化' (Intangible Folk Culture).

Table with 4 columns: 種別, 番号, 名称, 指定別. Lists 6 items under '史跡' (Historical Sites).

Table with 4 columns: 種別, 番号, 名称, 指定別. Lists 10 items under '有形民俗文化' (Tangible Folk Culture).

Table with 4 columns: 種別, 番号, 名称, 指定別. Lists 2 items under '無形民俗文化' (Intangible Folk Culture).

Table with 4 columns: 種別, 番号, 名称, 指定別. Lists 10 items under '天然記念物' (Natural Monuments).

Table with 4 columns: 種別, 番号, 名称, 指定別. Lists 20 items under '工芸品' (Crafts).

Table with 4 columns: 種別, 番号, 名称, 指定別. Lists 33 items under '絵画' (Paintings).

福知山市には、還か一万年以上前の旧石器時代に遡る遺跡もあり、縄文時代、弥生時代のムラの跡、瓦の上に還なる古墳の散々、中世の動乱を物語る山城跡などが今なお中深くに埋もれています。

市域西側にあたる在る在る野瀬原には京前府唯一の火山である田着山をはじめ、北郡や西郡の山岳地域には山岳信仰や修験道が遺る。また丹波から中世にかけての仏像や神像、結露が数多く伝えられています。また丹波との国境となる大江山や三岳山間には酒呑童子をはじめに数々の異説が伝えられ、民俗文化財や民俗芸能の宝庫です。そして東郡や南郡には産着に纏わる貴重な民俗資料である産着屋敷があり、細野峠や野の里は古の山崎道の面影を今に伝えています。

戦国時代、この丹波を平定し、福知山の地に城を築いた武將が明智光秀と伝えられています。福知山の石垣には光秀が使用したと伝えられるおびたい石塔、墓石などの使用石が見られます。そして江戸時代、丹波福知山城と城下にあたる現在の市街地には古い通りと瓦、町名が良く残り、伝統的な建物群からなる街並みが懐かしい風景を今に伝えています。

福知山市には、還か一万年以上前の旧石器時代に遡る遺跡もあり、縄文時代、弥生時代のムラの跡、瓦の上に還なる古墳の散々、中世の動乱を物語る山城跡などが今なお中深くに埋もれています。

市域西側にあたる在る在る野瀬原には京前府唯一の火山である田着山をはじめ、北郡や西郡の山岳地域には山岳信仰や修験道が遺る。また丹波から中世にかけての仏像や神像、結露が数多く伝えられています。また丹波との国境となる大江山や三岳山間には酒呑童子をはじめに数々の異説が伝えられ、民俗文化財や民俗芸能の宝庫です。そして東郡や南郡には産着に纏わる貴重な民俗資料である産着屋敷があり、細野峠や野の里は古の山崎道の面影を今に伝えています。

戦国時代、この丹波を平定し、福知山の地に城を築いた武將が明智光秀と伝えられています。福知山の石垣には光秀が使用したと伝えられるおびたい石塔、墓石などの使用石が見られます。そして江戸時代、丹波福知山城と城下にあたる現在の市街地には古い通りと瓦、町名が良く残り、伝統的な建物群からなる街並みが懐かしい風景を今に伝えています。

福知山市には、還か一万年以上前の旧石器時代に遡る遺跡もあり、縄文時代、弥生時代のムラの跡、瓦の上に還なる古墳の散々、中世の動乱を物語る山城跡などが今なお中深くに埋もれています。

市域西側にあたる在る在る野瀬原には京前府唯一の火山である田着山をはじめ、北郡や西郡の山岳地域には山岳信仰や修験道が遺る。また丹波から中世にかけての仏像や神像、結露が数多く伝えられています。また丹波との国境となる大江山や三岳山間には酒呑童子をはじめに数々の異説が伝えられ、民俗文化財や民俗芸能の宝庫です。そして東郡や南郡には産着に纏わる貴重な民俗資料である産着屋敷があり、細野峠や野の里は古の山崎道の面影を今に伝えています。

戦国時代、この丹波を平定し、福知山の地に城を築いた武將が明智光秀と伝えられています。福知山の石垣には光秀が使用したと伝えられるおびたい石塔、墓石などの使用石が見られます。そして江戸時代、丹波福知山城と城下にあたる現在の市街地には古い通りと瓦、町名が良く残り、伝統的な建物群からなる街並みが懐かしい風景を今に伝えています。

福知山市には、還か一万年以上前の旧石器時代に遡る遺跡もあり、縄文時代、弥生時代のムラの跡、瓦の上に還なる古墳の散々、中世の動乱を物語る山城跡などが今なお中深くに埋もれています。

市域西側にあたる在る在る野瀬原には京前府唯一の火山である田着山をはじめ、北郡や西郡の山岳地域には山岳信仰や修験道が遺る。また丹波から中世にかけての仏像や神像、結露が数多く伝えられています。また丹波との国境となる大江山や三岳山間には酒呑童子をはじめに数々の異説が伝えられ、民俗文化財や民俗芸能の宝庫です。そして東郡や南郡には産着に纏わる貴重な民俗資料である産着屋敷があり、細野峠や野の里は古の山崎道の面影を今に伝えています。

戦国時代、この丹波を平定し、福知山の地に城を築いた武將が明智光秀と伝えられています。福知山の石垣には光秀が使用したと伝えられるおびたい石塔、墓石などの使用石が見られます。そして江戸時代、丹波福知山城と城下にあたる現在の市街地には古い通りと瓦、町名が良く残り、伝統的な建物群からなる街並みが懐かしい風景を今に伝えています。

平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	中学校配膳員配置事業 (620592)			担当課	教育総務課	
	開始年度	平成25(2013)	終了予定年度	平成32(2020)	作成責任者	藤田 一樹	
	施策の大綱	学校教育の充実			関連計画等	-	
	施策名	人と文化・スポーツを育むまちづくり				-	
	根拠法令等	-			(フラグ1)	-	
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 国府制度事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他()						
基礎情報	事業目的 (あるべき姿)	授業の時間割等により限られている時間での、安全安心かつ円滑な給食を実施し、食育の大切さを学びながら、職員と生徒が給食の時間を有意義に共有する。					
	対象者	生徒・職員	対象者数	1,841	一人当たりコスト	5.90	
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 <委託先・実施主体等>					
	事業概要	平成25年度から中学校給食が開始し、校舎が給食を考えた設計になっておらず、また給食配膳室も建設したが最小限の面積になっているため、一斉に生徒が給食を運ぶことが困難な旧市の5中学校において、配膳員を配置し給食配膳室・各教室間の給食の運搬、コンテナ積込、配膳室の清掃その他配膳に関する業務を行っている。					
	主な経費と 具体的内容 (H28実績)	項目		具体的な内容			H28経費
役務費		保菌検査手数料			1,480		
委託料		業務委託			8,217		
需用費		消耗品			21		
関連事業							
予算と執行の状況	区分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算…①	9,656	9,912	9,912		
		補正予算…②	0	0	0		
		繰越し等…③	0				
	財源内訳	一般財源	9,656	9,912	9,912		
		国支出金	0	0			
		府支出金	0	0	0		
		地方債	0	0	0		
		その他特財	0	0	0		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.12/0	0.12/0	0.12/0		
概算人件費…④		960	960	960			
総事業費(①+②+③+④)…⑤		10,616	10,872	10,872			
執行状況	執行額…⑥		9,603	9,718			
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)		99.5%	98.0%			
業績指標	成果実績 (アウトカム) 実績/当初目標	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		配膳員	人	21	21	21	10
	活動実績 (アウトプット) 実績/当初見込	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		年間給食数	人	288,924/351,228	299,141/355,620	0/354,000	
			単位あたりコスト	0.03	0.03		
		安全面 異物混入件数	件	0/0	0/0	/	
			単位あたりコスト	-	-		
安全面 食中毒発生件数	件	0/0	0/0	/			
	単位あたりコスト	-	-				

		項 目	評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	授業時間や部活動時間に影響するため、給食時間は30分であり、その時間の中で生徒たちが給食を盛り付けし配膳するため、時間確保に配膳員は必要である。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	生徒に安全・安心・円滑な給食また、午後からの授業に向けての休憩(準備)時間を確保するに当たり、妥当な配置と考える。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	△	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	△	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	○	今後、コストを最小限に抑えるためには、施設の改修等も踏まえながら考えていきたい。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	○	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	△	
		目的及び指標等の達成状況に対する評価	○授業時間の確保ができた。 ○生徒に安全・安心・円滑な給食を提供できた。 ○食育の大切さを給食を食べる時間を確保することにより学ぶことができた。 ○事前に各教室に運搬されることが生徒にとって、当たり前でなく配膳員に感謝し、給食を食べることができた。	
	今後の課題及び方向性	今後、コストを最小限に抑えるためには、施設の改修、学校現場の状況等も踏まえながら考えていきたい。		
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所 見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所 見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び予算要求方針	方針区分 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし	内 容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	予算額の反映状況(対H28) <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	

理由

- ★学校現場（校長会・教職員組合・学校事務職員・用務員等）から強い継続要望
（意見）安心安全な給食を提供するため異物混入を防ぐ。教職員の負担が増加し休憩時間の確保が困難。
- ★平成25年度に市議会文教建設委員会・教育委員視察における給食配膳員における必要性の認識
（意見）生徒・教職員だけで対応するには、時間的にも安全管理上も困難。
- ★平成24年度に日新中学校で生徒だけで配膳室からの運搬を試験的に実施し難しさを実感。
（意見）安全面、給食時間内の配膳等、生徒に運搬をさせることが困難。

生徒の充実した教育活動の保障のために給食配膳員が必要

- 環境面・・・校舎の設計が給食を想定したものになっていない。
 - 小学校、旧3町の中学校は従来から給食を行っていたため配膳室が広い。
 - 廊下・階段の幅、教室の広さを考えると、既給食実施校のように、児童・生徒が一斉に配膳室から各教室まで給食や食器を運搬することは困難。
- 安全面・・・給食に異物が混合する可能性がある
 - コンテナは、鍵付であり担当が解除をする。
 - コンテナは、昇降機を使用し各階に運搬するため配膳員が2名で必ず昇降機の安全を確認しながら作業を行う。
 - 授業を抜け出し校舎内を歩き回る生徒、全国的に中学校の異物混入事件等の事象が起こっている。

※福知山市では、昨年まで文部科学省のスーパー食育スクールの指定を日新中学校が受けていた。

今年度は府の指定を受け食育に取り組んでいる

生徒の食生活の質を高めること、食への関心、自己の食生活を改善する意欲等、学校現場で教えるためには給食は最高の生きた教材であるため、時間が無いと言って、給食を流し込むような時間はとりたくない。

※教職員が配膳をした場合

○教職員の保菌検査・・・食品の配送及び配膳に携わる者についても、食品や食器具等を汚染する可能性がある作業に従事する場合は、学校給食調理従事者と同様に検便検査を毎月2回以上行う必要がある。(学校給食衛生管理基準)

●教職員の概算保菌検査費用 $(1,450 \times 2) \times 180 \text{人} \times 12 \text{ヶ月} \times 1.08 = 6,765 \text{千円}$

(※中学校は教科担任制のため配膳時間に可能な職員が日々違うため、180人は川口中を除く全教職員数)

(参考) 現専任給食配膳員の保菌検査費用 $(1,450 \times 2) \times 21 \text{人} \times 12 \text{ヶ月} \times 1.08 = 789 \text{千円}$

中学校配膳員配置事業

1 予算・決算 (円)

	予算	決算	内訳		
			需用費	役務費	委託料
H25	18,247,000	12,811,341	224,541	779,520	11,807,280
H26	9,718,000	9,001,151	48,060	1,493,964	7,459,127
H27	9,656,000	9,603,551	68,148	1,537,315	7,998,088
H28	9,912,000	9,718,782	21,438	1,479,870	8,217,474
H29	9,912,000	-			

2 契約内容

保菌検査	単価契約:1,450円(1回)×(月2回)×12ヶ月×39人(税抜き)	一般社団法人 京都微生物研究所
配膳員	単価契約:1人1日3時間2,581円×154回×21人(税込)	公益社団法人福知山市シルバーク人材センター

3 配膳員(人員)

	H25配膳員(人)	H26配膳員(人)	H27配膳員(人)	H28配膳員(人)	H29配膳員(人)	昇降機	配膳場所	用務員	業務時間	備考
桃映中学校	6	6	4	4	4		各教室・ランチルーム	2	A	H27からエレベーターを使用
南陵中学校	6	6	6	6	6	○	ランチルーム・各教室	2	B	
成和中学校	3	3	3	3	3	○	各教室	2	B	
六人部中学校	2	2	2	2	2	○	各教室	2	B.C	
川口中学校	0	0	0	0	0		ランチルーム	2		
日新中学校	6	6	6	6	6	○	各教室	2	D.E	
計	23	23	21	21	21			12		

業務時間 A:10:30~13:30
 B:11:00~14:00
 C:12:00~15:00

D:11:20~14:20
 E:10:50~13:50

給食時間 12:40~13:10

年間給食予定回数 154回

平成29年度 時程表

中学校

校 時	50分授業
朝学習	8:30 ~ 8:40
朝の会	8:40 ~ 8:45
1校時	8:50 ~ 9:40
2校時	9:50 ~ 10:40
3校時	10:50 ~ 11:40
4校時	11:50 ~ 12:40
昼 食	12:40 ~ 13:10
昼休み	13:10 ~ 13:23
清 掃	13:25 ~ 13:35
5校時	13:40 ~ 14:30
6校時	14:40 ~ 15:30
終 礼	15:35 ~ 15:45
部 活	16:00 ~ 17:00

小学校

校 時	45分授業
朝読書	8:30 ~ 8:40
朝の会	8:40 ~ 8:50
1校時	8:50 ~ 9:35
2校時	9:40 ~ 10:25
中休み	10:25 ~ 10:45
3校時	10:45 ~ 11:30
4校時	11:30 ~ 12:20
昼 食	12:20 ~ 13:00
昼休み	13:00 ~ 13:25
清 掃	13:25 ~ 13:40
反省・移動	13:40 ~ 13:45
たしかめ学習	13:45 ~ 13:55
5校時	13:55 ~ 14:40
6校時	14:45 ~ 15:30
終わりの会	15:30 ~ 15:40
下校	15:45 ~

平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	小学校就学援助・特別支援就学奨励事業 (620107)			担当課	学校教育課	
	開始年度	昭和28(1953)	終了予定年度	平成32(2020)	作成責任者	眞下 誠	
	施策の大綱	学校教育の充実			関連計画等	-	
	施策名	学力の向上・充実				-	
	根拠法令等	学校教育法第19条等			(フラグ1)		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input checked="" type="checkbox"/> 国府制度事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他()						
基礎情報	事業目的(あるべき姿)	【就学援助】経済的理由により就学困難と認められる児童の保護者に対し、就学に必要な経費を支給することにより、児童の就学を支援する。 【特別支援就学奨励】特別支援学級への就学等に必要な経費について支給し、保護者負担を軽減することにより、特別支援教育の普及奨励を図る。					
	対象者	市立小学校 児童	対象者数	900	一人当たりコスト	67.98	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 〈委託先・実施主体等〉					
	事業概要	【就学援助】市立小学校に在籍している児童の保護者で、要保護者(生活保護法第6条第2項に該当する者)、及び準要保護者(要保護に準ずる程度に困窮する者。生活保護基準の1.5倍以下の所得)と認められる者に対し、就学に必要な経費を支給する。 【特別支援就学奨励】小学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童、又は特別支援学級に就学する児童の保護者に、負担能力の程度に応じ就学に必要な経費を支給する。					
	主な経費と具体的内容(H28実績)	項目		具体的な内容		H28経費	
		扶助費(就学援助)		就学に必要な経費		54,951	
扶助費(特支就学奨励)		特別支援学級への就学に必要な経費		1,064			
関連事業	中学校就学援助・特別支援就学奨励						
予算と執行の状況	区 分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算...①	54,144	55,209	58,848		
		補正予算...②		3,337	2,738		
		繰越し等...③					
	財源内訳	一般財源	53,686	57,901	60,467		
		国支出金					
		府支出金					
		地方債					
		その他特財	458	645	1,119		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.33/0.00	0.33/0.00	0.33/0.00		
概算人件費...④		2,640	2,640	2,640			
総事業費(①+②+③+④)...⑤		56,784	61,186	64,226			
執行状況	執行額...⑥		52,768	56,015			
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)		97.5%	95.7%			
業績指標	成果実績(アウトカム)実績/当初目標	指 標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		援助支給率	%	100	100	100	100
	活動実績(アウトプット)実績/当初見込	指 標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		制度の周知回数	回	1/2	1/2	2	2
単位あたりコスト			52,768	56,015			
	単位あたりコスト						
	単位あたりコスト						

		項目	評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	法により公助として実施すべき支援である。経済的理由で、教育の機会を失い、貧困の世代間の連鎖を防ぐためにも必要な支援であり、今後も継続が求められる事業である。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	援助額は他団体と同様に、国庫補助単価に準拠し、妥当な単価と考える。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	△	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	○	法に基づく支援であり、認定者に対する支援の充足を目標とした。活動実績(周知)は、進級時の周知ができていないため、見込みを下回った。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	△	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	△	
		目的及び指標等の達成状況に対する評価	<p>【就学援助】</p> <p>・H29.6に国が公表したH27年度の18歳未満の子どもの貧困率13.9%程度に対し、H28年度本市の全児童に対する就学援助認定率は19.6%であり、国が貧困とする世帯を含む形で、支援ができたと考える。</p> <p>・一方で、制度周知については、各校を通じ、新入学生には入学時に制度案内を配布しているものの、進級者への制度周知は認定者への継続案内のみであり、不十分であった。</p> <p>【特別支援就学奨励】・各校を通じ、対象者の支援受給の意思を漏れなく確認し、支援している。特別支援教育の重要性に鑑み、今後も実施が必要な事業である。</p>	
	今後の課題及び方向性	<p>就学援助制度は親の経済状況に左右されることなく学習機会が保障されるとともに、貧困の世代間の連鎖を防ぐために継続が必要な事業と考える。本市における近年の傾向は、景気回復などに伴い認定率に上昇傾向は見られないものの、高水準にあり、今後極端な低下は考えにくい。国庫補助対象外の準要保護支援の対象となる所得基準(生活保護基準の1.5倍以下の所得)の設定は、市の裁量に委ねられており、将来的に持続可能な事業とするため、今後の社会情勢や他市の状況を勘案しつつ、所得基準のあり方について検討する。</p>		
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所 見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所 見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び予算要求方針	方針区分	内 容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし	<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充	
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	

平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	中学校就学援助・特別支援就学奨励事業 (620108)			担当課	学校教育課	
	開始年度	昭和28(1953)	終了予定年度	平成32(2020)	作成責任者	眞下 誠	
	施策の大綱	学校教育の充実			関連計画等	-	
	施策名	学力の向上・充実				-	
	根拠法令等	学校教育法第19条等			(フラグ1)		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input checked="" type="checkbox"/> 国府制度事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他()						
基礎情報	事業目的 (あるべき姿)	【就学援助】 経済的理由により就学困難と認められる生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を支給することにより、生徒の就学を支援する。 【特別支援就学奨励】 特別支援学級への就学等に必要な経費について支給し、保護者負担を軽減することにより、特別支援教育の普及奨励を図る。					
	対象者	市立・府立中学校 生徒	対象者数	510	一人当たりコスト	113.87	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 (委託先・実施主体等)					
	事業概要	【就学援助】市立及び府立中学校に在籍している生徒の保護者で、要保護者(生活保護法第6条第2項に該当する者)、及び準要保護者(要保護に準ずる程度に困窮する者。生活保護基準の1.5倍以下の所得)と認められる者に対し、就学に必要な経費を支給する。 【特別支援就学奨励】中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒、又は特別支援学級に就学する生徒の保護者に、負担能力の程度に応じ就学に必要な経費を支給する。					
	主な経費と 具体的内容 (H28実績)	項目		具体的な内容		H28経費	
		扶助費(就学援助)		就学に必要な経費		49,517	
扶助費(特支就学奨励)		特別支援学級への就学に必要な経費		1,257			
関連事業	小学校就学援助・特別支援就学奨励						
予算と執行の状況	区 分			H27	H28	H29	H30要求
	事業費	当初予算・・・①		56,151	56,243	55,839	
		補正予算・・・②			△ 9		
		繰越し等・・・③					
	財源内訳	一般財源		55,193	55,304	54,627	
		国支出金					
		府支出金					
		地方債					
		その他特財		958	939	1,212	
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)		0.23/0.00	0.23/0.00	0.23/0.00	
概算人件費・・・④		1,840	1,840	1,840			
総事業費(①+②+③+④)・・・⑤			57,991	58,074	57,679		
執行状況	執行額・・・⑥		50,764	50,774			
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)		90.4%	90.3%			
業績指標	成果実績 (アウトカム) 実績/当初目標	指 標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		援助支給率	%	100	100	100	100
		(受給者数/認定者数)					
	活動実績 (アウトプット) 実績/当初見込	指 標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		制度の周知回数	回	1/2	1/2	2	2
		単位あたりコスト		50,764	50,774		
単位あたりコスト							
単位あたりコスト							

		項目	評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	法により公助として実施すべき支援である。経済的理由で、教育の機会を失い、貧困の世代間の連鎖を防ぐためにも必要な支援であり、今後も継続が求められる事業である。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	援助額は他団体と同様に、国庫補助単価に準拠し、妥当な単価と考える。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	△	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	○	法に基づく支援であり、認定者に対する支援の充足を目標とした。活動実績(周知)は、進級時の周知ができていないため、見込みを下回った。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	△	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	△	
	目的及び指標等の達成状況に対する評価	<p>【就学援助】</p> <p>・H29.6に国が公表したH27年度の18歳未満の子どもの貧困率13.9%程度に対し、H28年度本市の全生徒に対する就学援助認定率は22.3%であり、国が貧困とする世帯を含む形で、支援ができたと考える。</p> <p>・一方で、制度周知については、各校を通じ、新入学生には入学時に制度案内を配布しているものの、進級者への制度周知は認定者への継続案内のみであり、不十分であった。</p> <p>【特別支援就学奨励】・各校を通じ、対象者の支援受給の意思を漏れなく確認し、支援している。特別支援教育の重要性に鑑み、今後も実施が必要な事業である。</p>		
	今後の課題及び方向性	<p>就学援助制度は親の経済状況に左右されることなく学習機会が保障されるとともに、貧困の世代間の連鎖を防ぐために継続が必要な事業と考える。本市における近年の傾向は、景気回復などに伴い認定率に上昇傾向は見られないものの、高水準にあり、今後極端な低下は考えにくい。国庫補助対象外の準要保護支援の対象となる所得基準(生活保護基準の1.5倍以下の所得)の設定は、市の裁量に委ねられており、将来的に持続可能な事業とするため、今後の社会情勢や他市の状況を勘案しつつ、所得基準のあり方について検討する。</p>		
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び予算要求方針	方針区分	内容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし	<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充	
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	

平成29年度 事業棚卸し 協議資料

福知山市教育委員会 学校教育課
H29.8.26(Dグループ)

小学校就学援助事業・特別支援助学奨励事業

事業目的

【就学援助】

経済的理由により就学困難と認められる児童の保護者に対し、就学に必要な経費を支給することにより、児童の就学を支援する。

【特支就学奨励】

特別支援助学級への就学等に必要経費について支給し、保護者負担を軽減することにより、特別支援助学の普及奨励を図る。

事業概要

下記対象者に対し、就学に必要な給食費、修学旅行費などの経費を支給する。

【就学援助 対象者】

市立小学校に在籍している児童の保護者で、要保護者(生活保護法第6条第2項に該当する者)、及び準要保護者(要保護に準ずる程度に困窮する者。生活保護基準の1.5倍以下の所得)と認められる者

【特別支援助学奨励 対象者】

市立小学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童、又は特別支援助学級に就学する児童の保護者

H28実績

- ・援助者及び援助額の数値は、右上表のとおり。
- ・就学援助については、新入学生に入学時に制度案内を配布し、周知を行った。(進級時は、認定者のみ継続申請の案内を行った。)
- ・申請世帯について、規則に基づき審査し、認定保護者に対し、給食費・修学旅行費など就学に必要な経費を支給し、支援を行った。
- ・特別支援助学奨励費については、各校を通じ、対象者の支援助給の意思を漏れなく確認し、支援を行った。
- ・面制度ともに、各校から援助を必要と思われる世帯に個別に案内され、随時申請を受付、認定、支給を行った。

表 小学校就学援助実績 [児童数・認定数:各年5月1日統計]
支援額:決算額

	H26	H27	H28
全児童数(人)	4,402	4,319	4,345
要保護	55	54	56
認定者数(人)	802	753	796
計	857	807	852
認定比率(%)	19.47	18.68	19.61
支援額(円)	51,655,158	51,899,363	54,951,120

表 小学校特別支援助学奨励実績 (支給者数各年3月末現在)

	H26	H27	H28
支給者数(人)	36	32	39
支援額(円)	828,376	868,337	1,063,774

* 事業経過 *

S28～H16年度まで市立学校児童生徒就学奨励金交付規則に基づき、国庫補助制度のもと就学支援を実施。
H17年以降は、三位一体改革による税源移譲・地方財政措置に伴い、準要保護者に対する補助が廃止され、準要保護者への支援は、一部交付税措置があるものの、特定財源としての交付はなくなった。

小学校就学援助事業・特別支援就学奨励事業

事業評価

○必要性・有効性

【就学援助】

- ・学校教育法第19条に基づく支援であり、公助として実施すべき事業である。
- ・子どもの貧困対策の一環であり、親の経済状況に左右されることなく就学の機会が保障されることが、貧困の世代間の連鎖を防ぐために必要な事業である。
- ・平成29年6月に国が公表した平成27年度(3年毎調査)の18歳未満の子どもの貧困率13.9%程度に対し、平成28年度本市の全児童に対する就学援助支給率は19.6%であり、国が貧困とする世帯を含む形で支援ができたと考ええる。(平成26年度は16.3%であり、今春数値が更新されたものである。)
- ・周知は、各校を通じ、入学時に新入学児童に制度案内を配布したものの、進級児童には配布できていない。(既認定者への継続案内のみとなっている。)
- ※ 平成29年度公表の国の実施状況調査による平成27年度市町村の就学援助の周知方法と割合は以下のとおりである。

“毎年度進級時に学校で制度案内の書類を配布している”⇒70.5%(1243/1762市町村)

“入学時に学校で制度案内の書類を配布している”⇒69.6%(1226/1762市町村)

【特支就学奨励】

- ・特別支援教育の重要性に鑑み、今後も実施が必要な事業である。

○効率性

- ・援助額の単価設定は毎年自治体ごとに行われるが、北部5市他と同様に国庫補助単価に準拠し設定しており、妥当と考ええる。

課題及び方向性

- ・本市就学援助制度における近年の傾向は、景気回復等に伴い認定率に上昇傾向は見られないものの、H17と比較すると高水準にあり、今後極端な低下は考えにくい。
- ・国庫補助対象外の準要保護支援の対象となる所得基準(生活保護基準の1.5倍以下の所得)の設定は、市の裁量に委ねられており、将来的に持続可能な事業とするため、今後の社会情勢や他市の状況を勘案しながら、所得基準のあり方について検討する。

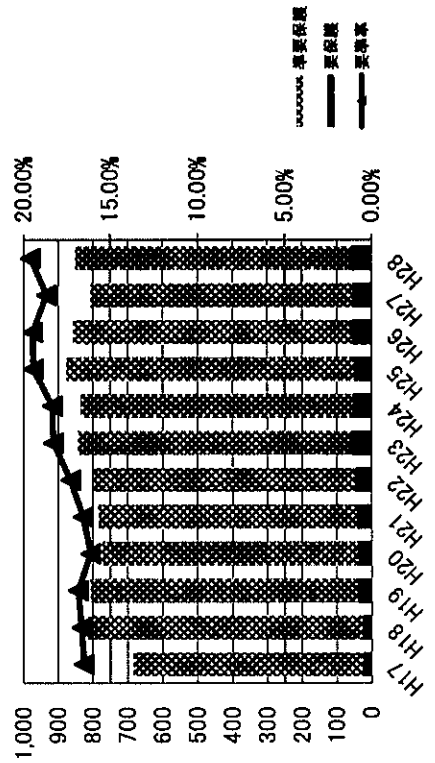
- ・就学援助について、対象となる者をもらすことのないよう、毎年度、全児童に対し、文書による制度周知が必要である。

- ・就学援助制度の新入学学用品費(入学に際し必要となるランドセルやうわばき等を想定した経費)の支給時期が現在7月である。実態に応じ、支給時期を早められるよう検討する。

表 北部5市就学援助認定率・生保基準比較 (各市 H28.5.1統計)

	福知山市	綾部市	舞鶴市	宮津市	京丹後市
認定率(%)	19.6	17.0	12.0	28.1	10.0
生保基準にかける係数(倍)	1.5	1.5	1.3	1.5	1.3

(A) 小学校就学援助実施状況



中学校就学援助事業・特別支援助学奨励事業

事業目的

【就学援助】

経済的理由により就学困難と認められる生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を支給することにより、生徒の就学を支援する。

【特支就学奨励】

特別支援助学級への就学等に必要な経費について支給し、保護者負担を軽減することにより、特別支援助学教育の普及奨励を図る。

事業概要

下記対象者に対し、就学に必要な給食費、修学旅行費などの経費を支給する。

【就学援助 対象者】

市立及び市立府立中学校に在籍している生徒の保護者で、要保護者(生活保護法第6条第2項に該当する者)、及び準要保護者(要保護に準ずる程度に困窮する者。生活保護基準の1.5倍以下の所得)と認められる者

【特別支援助学奨励 対象者】

市立及び市立府立中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒、又は特別支援助学級に就学する生徒の保護者

H28実績

- ・援助者及び援助額の数値は、右上表のとおり。
- ・就学援助については、新入学生に入学時に制度案内を配布し、周知を行った。(進級時は、認定者のみ継続申請の案内を行った。)
- ・申請世帯について、規則に基づき審査し、認定保護者に対し、給食費・修学旅行費など就学に必要な経費を支給し、支援を行った。
- ・特別支援助学奨励費については、各校を通じ、対象者の支援助給の意思を漏れなく確認し、支援を行った。
- ・同制度ともに、各校から援助を必要と思われ世帯に個別に案内され、随時申請を受付、認定、支給を行った。

〔生徒数・認定数：各年5月1日統計〕
〔支援額：決算額〕

表 中学校就学援助 実績

	H26	H27	H28
全生徒数(人)	2,260	2,186	2,126
認定者数 (人)	要保護	40	38
	準要保護	486	463
	計	526	501
認定比率(%)	23.27	22.92	22.34
支援額(円)	51,543,251	49,587,879	49,516,970

表 中学校特別支援助学奨励 実績 (支給者数各年3月末現在)

	H26	H27	H28
認定者数(人)	26	27	27
支援額(円)	926,697	1,175,260	1,256,612

* 事業経過 *

S28～H16年度まで市立中学校児童生徒就学奨励金交付規則に基づき、国庫補助制度のもと就学支援を実施。
H17年以降は、三位一体改革による税源移譲・地方財政措置に伴い、準要保護者に対する補助が廃止され、準要保護者への支援は、一部交付税措置があるものの、特定財源としての交付はなくなった。

中学校就学援助事業・特別支援就学奨励事業

事業評価

- 必要性・有効性
 - 【就学援助】
 - ・学校教育法第19条に基づく支援であり、公助として実施すべき事業である。
 - ・子どもの貧困対策の一環であり、親の経済状況に左右されることなく就学の機会が保障されることが、貧困の世代間の連鎖を防ぐために必要な事業である。
 - ・平成29年6月に国が公表した平成27年度(3年毎調査)の18歳未満の子どもの貧困率13.9%程度に対し、平成28年度本市の全生徒に対する就学援助支給率は22.3%であり、国が貧困とする世帯を含む形で、支援ができたと考えられる。(平成26年度の貧困率は16.3%であり、今年数値が更新された。)
 - ・周知は、各校を通じ、入学時に新入学生徒に制度案内を配布したものの、進級生徒には配布できていない。(既認定者への継続案内のみとなっている。)
 - ※ 平成29年度公表の国の実施状況調査による平成27年度の市町村の就学援助の周知方法と割合は以下のとおりである。
 - “毎年度進級時に学校で制度案内の書類を配布している”⇒70.5%(1243/1762市町村)
 - “入学時に学校で制度案内の書類を配布している”⇒69.6%(1226/1762市町村)
- 【特支就学奨励】
 - ・特別支援教育の重要性に鑑み、今後も実施が必要な事業である。

○効率性

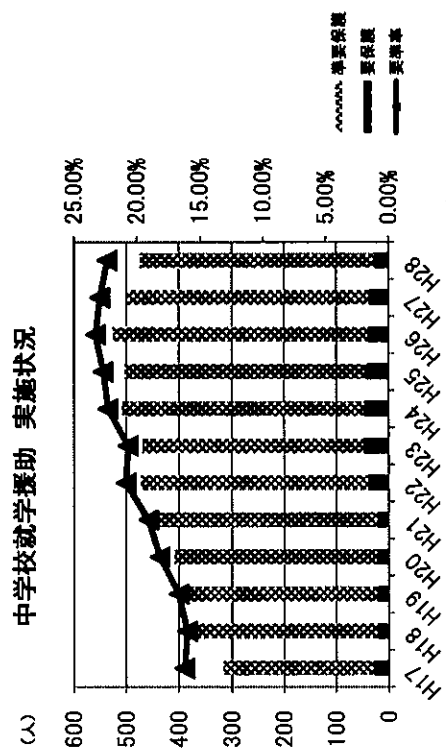
- ・援助額の単価設定は毎年自治体ごとに行われるが、北部5市他と同様に国庫補助単価に準拠し設定しており、妥当と考えられる。

課題及び方向性

- ・本市就学援助制度における近年の傾向は、景気回復等に伴い認定率に上昇傾向は見られないものの、H17と比較すると高水準にあり、今後極端な低下は考えにくい。
- ・国庫補助対象外の準要保護支援の対象世帯となる所得基準(生活保護基準の1.5倍以下の所得)の設定は、市の裁量に委ねられており、将来的に持続可能な事業とするため、今後の社会情勢や他市の状況を勘案しながら、所得基準のあり方について検討する。
- ・就学援助について、対象となる者もらすことのないよう、毎年度、全生徒に対し、文書による制度周知が必要である。
- ・就学援助制度の新入学用品費(入学に際し必要となる制服や通学かばん等を想定した経費)の支給時期が現在7月である。実態に応じ、支給時期を早められるよう検討する。

表 北部5市認定率・生保基準比較 (各市 H28.5.1統計)

	福知山市	綾部市	舞鶴市	宮津市	京丹後市
認定率(%)	22.3	23.0	14.6	28.1	12.9
生保基準にかける係数(倍)	1.5	1.5	1.3	1.5	1.3



就学援助制度について（お知らせ）

すべての国民は日本国憲法によりその能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を保障されているとともに、その保護する児童生徒に義務教育（小学校・中学校）を受けさせなければならないことになっています。

この援助制度は、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品費等を援助し、教育が円滑に受けられるようにするものです。

以下、この制度の内容をお知らせしますので、受給を希望される方は申込みをしてください。

1 援助の対象となる方

(1) 福知山市立の小中学校及び京都府立の中学校に在学中の児童生徒の保護者で、お子さんの就学に必要な経費を負担することが困難な方（(2)の所得基準以下の方等）のうち、学校及び教育委員会が必要と認めた方。

(2) 所得基準 ※ 申請時期により異なります。

【5月31日以前の場合】 世帯の平成27年中の年間総所得額が下記基準額以下である方。

【6月1日以降の場合】 世帯の平成28年中の年間総所得額が下記基準額以下である方。

〔平成29年度基準〕・・・新規申請者

世帯人員	所得基準額（年額）
2人	2,403,000円
3人	3,085,000円
4人	3,621,000円
5人	4,123,000円
6人	4,739,000円
7人	5,355,000円

※世帯人員が8人以上の場合は1人増すごとに、616,000円を加える。

※一人親世帯・障害者と認定された人のいる世帯には260,000円を加えた額が基準額。

2 援助の内容

就学に必要な学用品費・修学旅行費・学校給食費・医療費（むし歯・結膜炎などの学校病のみ）等が学校を通じて支給されます。ただし、学校給食費は学校長に、医療費は医療機関に、直接支給します。なお、支給額については、平成29年度分が未決定のため、参考までに平成28年度の単価を例示します。

[参考—平成28年度支給単価]

※ 平成29年度の支給額は変更となることもあります。

番号	支給費目	小学校（年額）	中学校（年額）	支給月
1	学用品費・通学用品費 （認定月から月割計算）	1年生 11,412円 その他 13,644円	1年生 22,320円 その他 24,540円	9・3月
2	新入学児童生徒学用品費 （4月認定児童生徒のみ）	1年生 20,470円	1年生 23,550円	6月
3	修学旅行費 （支給対象外経費あり）	実費	実費	修学旅行終了後
4	学校給食費	実費	実費	毎月
5	医療費 （学校病治療に要する経費）	実費	実費	10・2・4・5月
6	PTA会費	実費（上限あり）	実費（上限あり）	9・3月
7	生徒会費		実費（上限あり）	9・3月
8	クラブ活動費		実費（支給基準あり）	9・3月
9	その他	教育委員会が定める額	教育委員会が定める額	

※ 生活保護法による教育扶助を受給されている方は上表の3，5が支給対象となります。

※ 学校病とは、トラコーマ、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、むし歯、アデノイド、寄生虫病、特定の皮膚病です。治療の際には、必ず学校から「学校病医療証」を事前に受け取り、医療機関へ持参してください。

※ 支給月については、平成29年度の支給予定を掲載しています。

※ 新規申請中の学校給食費については、認定された後、保護者へ支給します。

※ 就学援助費は、お子さんの就学に必要な経費の負担を軽減するためのものです。学校納入金については、滞ることがないようにお願いします。また、学校納入金の納入状態によっては、支給方法が変わる場合があります。

3 申込方法

就学援助を希望される方は通学先小中学校の担任の先生に申し出てください。

※ 既に継続申請をされている方につきましては、再度、申請の必要はありません。

※ 児童生徒一人につき一枚の申請書が必要となりますので注意してください。

4 申込期限

平成29年 月 日

※ 期限後においてもいつでも申し込むことができますが、その場合は、福知山市教育委員会が認定を行った月から援助の対象となります。

5 その他

この制度について、ご不明な点がございましたら、通学先の小中学校または福知山市教育委員会 学校教育課（電話24-7062）へお問い合わせください。

要保護及び準要保護児童生徒の認定基準

福知山市教育委員会

1 要保護児童生徒

児童生徒の保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であること

* 要保護者の区分

現に保護を受けている者（被保護者）

- ・ 現に教育扶助（単給又は併給）を受けている者
- ・ 現に教育扶助以外の扶助を受けている者

現に保護を受けていないが、保護を必要とする状態にある者

2 準要保護児童生徒

児童生徒の保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護に準ずる程度に困窮していると認められる者

* 準要保護者の取扱

(1) 前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた者

- ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- イ 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- エ 地方税法第72条の62に基づく個人事業税の減免
- オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
- カ 国民年金法第89条及び第90条に基づく国民年金掛金の減免
- キ 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収猶予
- ク 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給
- ケ 生活福祉資金貸付制度による貸付

(2) (1)以外の者で次のいずれかに該当する者

- ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
- イ 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
- ウ PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者
- エ 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食・被服等が悪い者又は学用品・通学用品等に不自由している者等で、保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者
- オ 経済的な理由による欠席日数が多い者

(3) 上記の(1)(2)のいずれかに該当する者のうち世帯の年間総所得額が、教育長が定める基準額以下である者、その他特別の教育的配慮が必要であると教育長が認めた者について準要保護世帯と認定する。

3 上記2に該当すると思われる者でも、著しく経済条件の回復又は回復すると思われる者及び保護者の辞退の意志が強く、客観的にみて辞退が妥当と思われる者はこのかぎりではない。

平成29年度 就学援助費支給額一覧

福知山市教育委員会

費目	支給対象者	支 出 種 別	給 付 額		備 考	支 出 予 定 日	
			該当学年	年間支給額 (1学年当たり支給額)			
学用品・通学用品費	準要保護者	小学校	第1学年 その他の学年	11,412円 (951円) 13,644円 (1,137円)	前期(4～9月)、後期(10～3月)に分けて支給する。ただし、年度途中での新規認定及び市外転校の場合は月額支給とする。	平成29年 9月25日 平成30年 3月 5日	
		中学校	第1学年 その他の学年	22,320円 (1,860円) 24,540円 (2,045円)			
	校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	準要保護者	小学校	第3学年 第4学年 第5学年	(上限額) 2,000円 (上限額) 2,500円 (上限額) 3,000円	児童が校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動(修学旅行を除く。)をいう。)のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び児童学料とする。ただし、左記の支給額を上限とする。	平成29年 9月25日 平成30年 3月 5日
			中学校	全学年	(上限額) 7,510円	中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具(柔道にあっては柔道着、剣道にあっては防具一式(面、胴、甲手、垂れ)、剣道衣、竹刀及び防具袋(以下「防具一式」という。)、スキーにあっては、スキー板、スキー靴、ストック及び雪具(以下「スキー板等」という。)をいう。)で、当該授業を受ける生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、柔道着、防具一式等、スキー板等のうち、いずれか1つの用具について当該用具の購入費とする。ただし、左記の支給額を上限とする。	
			中学校	全学年	(上限額) 51,940円 (上限額) 37,340円	中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具(柔道にあっては柔道着、剣道にあっては防具一式(面、胴、甲手、垂れ)、剣道衣、竹刀及び防具袋(以下「防具一式」という。)、スキーにあっては、スキー板、スキー靴、ストック及び雪具(以下「スキー板等」という。)をいう。)で、当該授業を受ける生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、柔道着、防具一式等、スキー板等のうち、いずれか1つの用具について当該用具の購入費とする。ただし、左記の支給額を上限とする。	
新入学児童生徒学用品費	準要保護者	小学校 中学校	第1学年 第1学年	40,600円 47,400円	入学時に準要保護児童生徒と認定されている者(4月新規認定者を含む。)に対して支給するものとする。	平成29年 7月18日	
クラブ活動費	準要保護者	中学校	全学年	(上限額) 29,600円	各学校が保護者に対し徴収したクラブ活動費であり、生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費とする。ただし、左記の支給額を上限とする。	平成29年 9月25日 平成30年 3月 5日	
生徒会費	準要保護者	中学校	全学年	(上限額) 5,450円	生徒会費として一律に負担すべきこととなる経費とする。ただし、左記の支給額を上限とする。	平成29年 9月25日 平成30年 3月 5日	
PTA会費	準要保護者	小学校	全学年	(上限額) 3,380円	学校・学級・地域等を単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費とする。ただし、左記の支給額を上限とする。	平成29年 9月25日 平成30年 3月 5日	
		中学校	全学年	(上限額) 4,190円			
修学旅行費	要保護者 準要保護者	小学校 中学校	修学旅行 実施学年	実 費	児童又は生徒が修学旅行(小学校又は中学校を週してそれぞれ1回に限る。)に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担することとなるその他の経費とする。	平成29年 7月18日 ※7月以降の実施校は 実施後、随時支給	
通学費	準要保護者	小学校 中学校	全学年	実 費	児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費とする。(片道の通学距離が児童にあっては4km以上、生徒にあっては6km以上の者について、その者が通学に利用する交通機関(旅客運賃を徴して交通の用に供する軌道、一般乗合自動車等をいう。)の旅券運賃とする。ただし、特別支援学級の児童又は生徒に係る通学費については、通学距離を問わないものとする。)	平成29年 9月25日 平成30年 3月 5日	
学校給食費	準要保護者	小学校 中学校	全学年	実 費	学校給食法第11条第2項に定める学校給食費とする。	毎月	
医療費	要保護者 準要保護者	小学校 中学校	全学年	実 費	児童又は生徒が学校保健安全法施行令第8条に定める疾病にかかり、その疾病の治癒のための医療に要する経費とする。通院費については、児童又は生徒が通院に要した交通費とする。(学校と医療機関との距離が片道4km以上あり、児童又は生徒が通院のために交通機関を利用した場合の旅券運賃とする。ただし、上記通学費と重複する分は支給対象外とする。)	平成29年10月30日 平成30年 2月13日 平成30年 4月 9日 平成30年 5月14日	

平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	城下町福知山・まち歩き観光促進事業 (310226)			担当課	産業振興課	
	開始年度	平成27(2015)	終了予定年度	平成32(2020)	作成責任者	大西 健二	
	施策の大綱	土地利用および市街地・集落整備			関連計画等	-	
	施策名	中心市街地を活性化する				-	
	根拠法令等	-			(フラグ1)		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input checked="" type="checkbox"/> 国府制度事業 <input type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他()						
基礎情報	事業目的(あるべき姿)	JR福知山駅や福知山城には、その隣接地に来街者のための無料駐車場があるが、まちなか観光ルートの拠点でもある広小路界隈周辺には無料の駐車場がなく、ゆっくりまち歩き観光や買い物等を楽しむことができないため、既存の御霊公園福知山パーキングの駐車料金1時間を無料化することで、まちなかへの来街の動機付けと滞在時間の延長を促し、まちなかの回遊性の強化と賑わいの創出を図る。					
	対象者	福知山まちづくり会社	対象者数	47,948	一人当たりコスト	0.17	
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 <委託先・実施主体等>					
	事業概要	福知山まちづくり株式会社が運営する御霊公園福知山パーキングの駐車料金の1時間分を無料化するための経費を負担する。					
	主な経費と具体的内容(H28実績)	項目	具体的な内容			H28経費	
		負担金	駐車料金1時間無料化分の負担金			7193	
関連事業	中心市街地誘客・回遊促進事業 福知山城憩いの広場(ゆらのガーデン)管理事業 福知山鉄道館ポップランド運営事業 中心市街地活性化基本計画推進事業 まちづくり会社活動支援事業 街なみ環境整備事業 福知山パーキング管理事業 地域資源の活用と創業支援による交流人口倍増戦略事業 中心市街地空き家・空き店舗等対策支援事業						
予算と執行の状況	区 分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算・・・①	6,414	6,435	6,435		
		補正予算・・・②	0	758	0		
		繰越し等・・・③	0	0	0		
	財源内訳	一般財源	488	3,976	3,218		
		国支出金	5,926	3,217	0		
		府支出金	0	0	3,217		
		地方債	0	0	0		
		その他特財	0	0	0		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.05/0	0.10/0	0.08/0		
概算人件費・・・④		400	800	640			
総事業費(①+②+③+④)・・・⑤		6,814	7,993	7,075			
執行状況	執行額・・・⑥	6,414	7,193				
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)	100.0%	100.0%				
業績指標	成果実績(アウトカム)実績/当初目標	指 標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		広小路通り歩行者・自転車通行量	人	834/900	593/850	/867	917
	効果検証アンケートによる広小路商店街回遊利用率	%	/	39.2%/	/40%	42%	
	活動実績(アウトプット)実績/当初見込	指 標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		パーキング利用台数	台	42760/37700	47948/41500	/45600	55300
		単位あたりコスト		0.2	0.2		
単位あたりコスト			/	/	/		
単位あたりコスト		/	/	/			
単位あたりコスト		/	/	/			

		項 目	評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	現在、広小路界隈には、まち歩き観光や食事・買い物等が出来る無料駐車場の設置が求められており、既存の福知山パークキングの駐車料金1時間分を無料にすることで、ニーズに答えられるものである。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	新たにまちなかに無料駐車場を作ることはできないことから、既存の福知山パークキングの駐車料金1時間分を無料にすることは効率性が高い。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	○	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	○	御霊公園福知山パークキングの利用台数は前年比112%となり駐車料金を1時間無料とした効果は一定あった。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	○	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	○	
		目的及び指標等の達成状況に対する評価	継続して事業を実施することで広小路界隈への観光客や買い物客の誘客を図るとともに、まちなかの活性化につなげるものである。1時間無料化を導入するまでの利用者平均台数は34,300台(H23～H26平均)である。最終目標は60%の増加を見込んでいる。平成28年度は40%増加し47,948台でその内、約40%の利用者が広小路方面の商店を活用している。	
	今後の課題及び方向性	利用者にまち歩きをしてもらうため、商店街や厚生会館事業等との連携を図っていく必要がある。		
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所 見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所 見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び予算要求方針	方針区分	内 容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし		
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充		

「城下町福知山・まち歩き観光促進事業」

1 事業の目的

JR福知山駅や福知山城には、その隣接地に来街者のための無料駐車場があるが、まちなか観光ルートの拠点でもある広小路界隈周辺には無料の駐車場がなく、ゆっくりまち歩き観光や買い物等を楽しむことができないため、既存の御霊公園福知山パークングの駐車料金1時間を無料化することで、まちなかへの来街の動機付けと滞在時間の延長を促し、まちなかの回遊性の強化と賑わいの創出を図る。

2 事業の位置づけ

(1) 地方創生先行型

I 福知山市にしごとをつくり、安心して働けるようにする

3 観光業の振興

重点事業：城下町福知山・まち歩き観光促進モデル事業

(2) 第2期中心市街地活性化基本計画

事業名：まち歩き観光促進事業

内容：福知山パークングを観光駐車場として1時間無料化

実施時期：平成27年度から平成32年度

実施主体：福知山市 福知山まちづくり(株)

3 事業の経過

- ・昭和45年3月「駐車場設置に関する要望書」が商工会議所から市長宛提出される。
- ・昭和46年に当時の中心市街地における駐車場不足を解消するために、市と市内7商店街が出資し株式会社福知山パークングを設立した。
- ・昭和46年12月、御霊広場に駐車場完成。
- ・平成13年11月、御霊公園福知山パークング改築供用開始。
- ・平成19年1月、株式会社福知山パークングの定款を変更し、「駐車場の管理運営に関する業務」に加え、「中心市街地の整備改善に資する」事業を目的に定めた。
- ・平成22年10月、社名を福知山まちづくり株式会社に変更し、中心市街地活性化協議会の法定構成員として中活事業を推進。
- ・平成24年4月、福知山城公園憩いの広場ゆらのガーデンオープン。
- ・平成24年9月から広小路商店街アーケード撤去（～10月）。その後、「街なみ環境整備事業」による外観修景36件施工（～27年度）。
- ・平成25年4月から広小路マルシェはじまる。
- ・平成27年4月から「城下町福知山・まち歩き観光促進モデル事業」を実施。
- ・平成28年度から本格実施。
- ・平成28年1月から広小路通りで電線類地中化事業はじまる。
- ・平成28年10月から新町通りでワンダーマーケットはじまる。

4 中心市街地の駐車場

【別紙】「中心市街地の駐車場配置」

御霊公園福知山パーキングを基点に、半径 500m 範囲の駐車場を示す。
一時無料の取扱がある駐車場は周辺に無い。

5 事業の効果

(1) 御霊公園福知山パーキング一時駐車利用実績

【別紙】23～28 年度福知山パーキング一時駐車利用台数比較

(2) 平成 27 年度実施業者向けアンケート調査（パーキング周辺事業者 調査数：20 件）

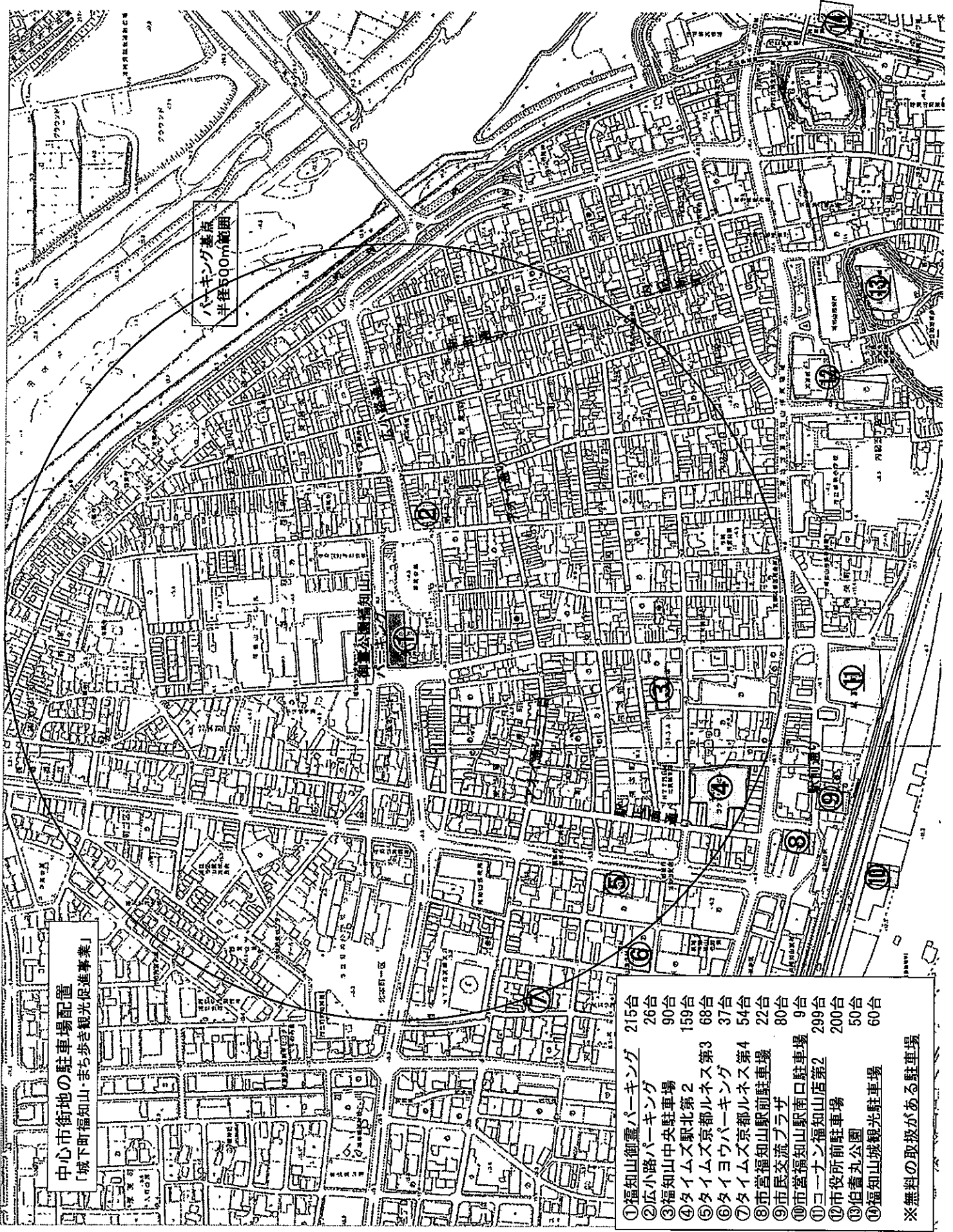
	質問	件数	割合
Q1	業種は何ですか？		
1	飲食関係	10	50.00
2	物販関係	6	30.00
3	サービス・娯楽関係	4	20.00
4	その他	0	0.00
Q2	駐車場を備えていますか？		
1	備えている	11	55.00
2	備えていない	9	45.00
Q3	1 時間無料であることを知っていたか？		
1	はい	19	95.00
2	いいえ	1	5.00
Q4	無料時間をどう思うか？		
1	適当	14	70.00
2	短い	4	20.00
3	その他	2	10.00
Q5	無料時間はどれくらい必要ですか？（短いと回答した方のみ）		
1	2 時間	3	75.00
2	2 時間以上	1	25.00
Q6	今後も無料化は必要か？		
1	はい	19	95.00
2	いいえ	1	5.00
Q7	客層は変わりましたか？		
1	変わった	3	15.00
2	変わらない	10	50.00
3	どちらともいえない	7	35.00

平成 27 年 8 月調査実施

(3) 利用効果検証（広小路通り商店街事業者 調査数：12 件（内回答数：7 件））

【別紙】平成 28 年度「福知山パーキング 1 時間無料化効果検証調査」

平成 28 年 10 月実施



中心市街地の駐車場配置
「城下町福知山・まち歩き観光促進事業」

パーキング基地
半径500m範囲

- | | |
|--------------|------|
| ①福知山御霊パーキング | 215台 |
| ②広小路パーキング | 26台 |
| ③福知山中央駐車場 | 90台 |
| ④タイムズ駅北第2 | 159台 |
| ⑤タイムズ京都ルネス第3 | 68台 |
| ⑥タイヨウパーキング | 37台 |
| ⑦タイムズ京都ルネス第4 | 54台 |
| ⑧市営福知山駅前駐車場 | 22台 |
| ⑨市民交流プラザ | 80台 |
| ⑩市営福知山駅南口駐車場 | 9台 |
| ⑪コーナン福知山店第2 | 299台 |
| ⑫市役所前駐車場 | 200台 |
| ⑬伯耆丸公園 | 50台 |
| ⑭福知山城観光駐車場 | 60台 |

※無料の取扱がある駐車場

23年度～28年度 福知山パーキング 一時駐車利用台数比較

月	23年度 (台)	24年度 (台)	25年度 (台)	26年度 (台)	23年度 ～26年度 平均値 (台)	27年度内訳		27年度 (台)	28年度内訳		28年度 (台)	対前年 台数 (台)	対平均値 増減率 (%)	対前年 台数 (台)	対平均値 増減率 (%)
						1時間以内	1時間以上		1時間以内	1時間以上					
4	2,010	3,262	2,903	2,769	2,736	1,873	2,255	4,128	1,873	2,255	3,711	1,359	150.9%	1,359	135.6%
5	2,646	2,374	3,355	3,404	2,945	1,286	2,073	3,359	1,286	2,073	3,337	▲ 45	114.1%	▲ 45	113.3%
6	2,646	2,369	2,023	2,500	2,385	969	1,753	2,722	969	1,753	2,956	222	114.2%	222	124.0%
7	2,843	2,715	2,608	2,691	2,714	1,146	2,416	3,562	1,146	2,416	3,546	871	131.2%	871	130.6%
8	2,955	2,888	2,776	2,262	2,720	1,219	2,284	3,503	1,219	2,284	4,381	1,241	128.8%	1,241	161.1%
9	2,390	2,478	1,856	2,205	2,232	1,440	1,607	3,047	1,440	1,607	2,970	842	136.5%	842	133.0%
10	4,209	3,875	3,742	4,296	4,031	2,001	2,104	4,105	2,001	2,104	6,243	▲ 191	101.8%	▲ 191	154.9%
11	3,225	3,486	3,395	3,725	3,458	1,992	2,189	4,181	1,992	2,189	4,585	456	120.9%	456	132.6%
12	2,418	2,050	2,665	3,088	2,555	1,130	2,299	3,429	1,130	2,299	4,732	341	134.2%	341	185.2%
1	2,829	2,867	3,517	3,092	3,076	2,096	1,955	4,051	2,096	1,955	4,564	959	131.7%	959	148.4%
2	2,497	2,815	3,121	2,720	2,788	1,520	1,903	3,423	1,520	1,903	3,056	703	122.8%	703	109.6%
3	2,789	2,503	2,859	2,489	2,660	1,162	2,088	3,250	1,162	2,088	3,867	761	122.2%	761	145.4%
合計	33,457	33,682	34,820	35,241	34,300	17,834	24,926	42,760	17,834	24,926	47,948	7,519	124.7%	7,519	139.8%
											20,056	27,892		27,892	
															5,188

城下町福知山・まち歩き観光促進事業

H28 /10 月	曜日	北側								南側				計	福知山 パーキン グ利用 台数	回遊 利用率	備考
		A	B	C	D	E	F	G	H	あ	い	う	え				
1	土		4	96	3	1	12							116	433	26.8%	ききょうまつり
2	日			43	5	2								50	326	15.3%	ききょうまつり
3	月			17	0			1						18	61	29.5%	
4	火		6	3			14	2						25	43	58.1%	
5	水		10	14	3		15							42	68	61.8%	
6	木		2	15	3	1	10	1						32	73	43.8%	
7	金		4	54	3	1	2							64	80	80.0%	
8	土		21	151	4		45							221	604	36.6%	スイーツフェス、マルシェ
9	日			163	3									166	326	50.9%	若人チャレンジ
10	月			170	5	2								177	174	101.7%	
11	火		5	32			12							49	87	56.3%	
12	水		4	54	0	1	5							64	125	51.2%	
13	木		3	29	0	1	5	2						40	116	34.5%	
14	金		12	38	2		6							58	125	46.4%	
15	土		10	171	5	1	14							201	737	27.3%	学校美術展
16	日			182	5									187	673	27.8%	学校美術展
17	月			31	2	1								34	190	17.9%	学校美術展
18	火		3	24		1	10							38	91	41.8%	
19	水		12	91	0	2	12	2						119	147	81.0%	
20	木		11	13	2	2	3							31	91	34.1%	
21	金		3	32	2		10	2						49	137	35.8%	戦没者
22	土		10	101	3		5							119	219	54.3%	吹奏楽団
23	日			124	6									130	318	40.9%	新町マーケット
24	月			24	2	3								29	68	42.6%	
25	火		9	11			21							41	124	33.1%	
26	水		8	18	2	2	3	3						36	137	26.3%	
27	木		6	10	3	1	5							25	148	16.9%	園児のつどい
28	金		10	19	2	3	6							40	78	51.3%	
29	土		12	54	4		10							80	199	40.2%	
30	日			90	6	2								98	160	61.3%	
31	月			66	1									67	85	78.8%	
計		0	165	1,940	76	27	225	13	5	0	0	0	0	2,446	6,243	39.2%	
		自社 駐車場 有							自社 駐車場 有		未 回収		自社 駐車場 有				

福知山パーキング1時間無料化効果検証調査(H28年10月調査)

平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	新規就農総合支援事業 (210445)		担当課	農林業振興課		
	開始年度	平成7(1995)	終了予定年度	(2019)	作成責任者	芦田 収	
	施策の大綱	農林水産業の振興			関連計画等		
	施策名	担い手の育成、経営の効率化等により生産力を高める					
根拠法令等				(フラグ1)			
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input checked="" type="checkbox"/> 国府制度事業 <input type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他()						
事業目的(あるべき姿)	過疎・高齢化で農業従事者が減少する中、農業後継者・新たな農業者・中核的担い手の確保・育成を図る。あわせて、若者への就農意欲の喚起と新規就農者の定着の促進により、農業就業者数の増加及び農業就業者の若返りを図る。 [平成28年度から、担い手養成実践農場整備支援事業と新規就農支援資金償還助成事業とを統合]						
対象者	新規就農者 他	対象者数	-	一人当たりコスト	-		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 <委託先・実施主体等>						
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 農業研修農地を設定し、その農地で最大2年間農業研修体験を行うため、指導者や後見人を設置するとともに農機具の借上げなど、研修に必要な条件整備を支援する。 就農研修終了後5年後においても本市で就農し営農継続している場合、府就農研修資金償還に係る経費を支援する。 就農時の年齢が45歳未満の独立・自営就農者に対して、経営開始から最大5年間、就農給付金を支給する。 						
主な経費と具体的内容(H28実績)	項目	具体的な内容			H28経費		
	担い手養成実践農場整備支援事業	指導者・後見人設置、機械整備、農地整備助成			1,771		
	新規就農支援資金償還助成事業	研修資金償還金助成			1,680		
	新規就農総合支援事業	就農給付金支給			23,500		
関連事業							
予算と執行の状況	区 分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算...①	28,150	44,798	34,160		
		補正予算...②	0	△ 15,800	0		
		繰越し等...③	0	0	0		
	財源内訳	一般財源	950	1,749	1,330		
		国支出金	0	0	0		
		府支出金	27,200	27,249	32,830		
		地方債	0	0	0		
		その他特財	0	0	0		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.48/0.5	0.36/0.51	0.36/0.51		
概算人件費...④		5,090	4,155	4,155			
総事業費(①+②+③+④)...⑤		33,240	33,153	38,315			
執行状況	執行額...⑥		15,137	26,950			
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)		53.8%	92.9%			
業績指標	成果実績(アウトカム)実績/当初目標	指 標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		新規就農者の営農継続者数	人	19/20	20/20	/20	20
		青年就農給付金新規受給者数	人	3/5	2/5	/5	5
	活動実績(アウトプット)実績/当初見込	指 標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		研修農場の設置	箇所	4/3	5/3	/3	3
		単位あたりコスト		3,784.3	5,390.0		
		研修資金償還助成対象者数	人	2/3	3/3	/3	0
単位あたりコスト		7,568.5	8,983.3				
青年就農給付金対象者数	人	19/20	18/20	/20	20		
単位あたりコスト		796.7	1,497.2				

		項目	評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	農業就業者数人口の増加と農業就業者の若返りを図るために必要な事業である。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	新規就農者・青年就農者を支援するのに、コスト的に妥当なものであり、就農者の生活支援として効率ある支援である。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	○	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	○	新規就農者・青年就農者を支援することで、今後の本市の農業を担う者を増やし育てるため有効な支援である。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	○	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	○	
		目的及び指標等の達成状況に対する評価	3事業とも、新規就農の促進と農業者の定着に向けて有効な施策である。	
	今後の課題及び方向性	過疎・高齢化で農業従事者が減少する中、農業後継者・新たな農業者・中核的担い手の確保・育成を図るため、本事業は継続すべき事業である。		
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び予算要求方針	方針区分	内容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし		
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充		

平成29年度公開事業検証 説明資料

事業名	新規就農総合支援事業					継続事業
予算額(千円)	財源内訳(千円)					前年度 予算額
34,160	国	府	市債	その他	一般財源	44,798
	0	32,830	0	0	1,330	

1 事業の背景・目的

若者への就農意欲の喚起と新規就農者の定着の促進により、農業就業者数人口の増及び農業就業者の若返りを図る。

2 事業の内容

(1) 担い手養成実践農場整備支援事業

関係機関と連携し、新規就農希望者技術習得から就農まで一貫して支援し、実践的な研修の場や地域の受入体制の整備を図る。

研修にかかる後見人設置、農地整備費、機械整備に係る経費を支援。

(2) 新規就農支援資金償還助成事業

就農研修を行った後、本市に就農する新規就農者の研修資金償還に要する経費を対象として償還金に係る助成を行う。

研修資金（15万円/月 最長2年間）を利用して研修をした場合、研修終了後5年後も本市に就農した場合、京都府と市で償還金に対して助成する。

(3) 新規就農総合支援事業

就農後の定着を促進するために、就農時の年齢が45歳未満の独立・自営就農者に対して年間150万円を、就農後最大5年間給付する。なお、夫婦で共同経営を行う場合は年間225万円を給付する。

3 事業費の内訳（本年度予算）

(1) 担い手養成実践農場整備支援事業（府1/2助成）	1,700千円
(2) 新規就農支援資金償還助成事業（府1/2助成）	960千円
(3) 新規就農総合支援事業（府100%助成）	31,500千円

4 財源内訳（本年度予算）

府補助金 32,830千円、一般財源 1,330千円

5 これまでの成果

担い手養成実践農場（1）で研修を受けた就農希望者が、新規就農支援資金償還助成事業（2）や新規就農総合支援事業（3）を利用し就農している。また、事業終了後も担い手農業者になるなど就農の継続が見られる。

6 課題

住居の確保について、就農地と隣接したところに確保することが困難である。

同一集落に農地と住宅を確保することが困難なため、農機具の借り入れや集落との付き合いなどの環境整備を整えることが難しい状況である。

新規就農として農業をはじめても、生活が出来る農業収入を確保することは困難であり、5年間の青年就農給付金の給付が終了したのちの営農継続が危惧される農業者もいる。

7 事業実施に伴う今後の効果、目的値、今後の方向性など

新規就農時の経営が不安定な時期を補助することで、就農後の定着を促進するために必要な事業であり、今後も継続した取組みが必要である。

また、具体的な新規就農者の育成数値は定めていないが、現在、農業就業人口における65歳以上の割合が、京都府全体では71%である中、本市は86%と、京都府全体より15%も上回っている状況からみても、新規就農者支援は必要と考えることから、積極的な取組みを継続して実施していく。

8 その他

平成28年度より、担い手養成実践農場整備支援事業と新規就農支援資金償還助成事業を本事業に統合

平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	資源ごみ集団回収報奨事業 (540113)			担当課	環境政策室	
	開始年度	平成3(1991)	終了予定年度	平成32(2020)	作成責任者	井上 和成	
	施策の大綱	低炭素・循環型社会の形成			関連計画等	一般廃棄物処理基本計画	
	施策名	リサイクルとごみ処理対策を推進する				-	
	根拠法令等	資源ごみ集団回収団体報奨金支給要綱			(フラグ1)		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 国府制度事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他()						
基礎情報	事業目的(あるべき姿)	各種市民団体の自主的な資源ごみの集団回収により、環境パークへ持ち込まれるごみ量が減少し、処理費用の削減が図られている。 PTA、子ども会、老人会などの団体による回収活動を通じて、子どもから高齢者まで、すべての人がごみの減量・分別・リサイクルの必要性を実感し、環境問題の大切さを認識しているまちを実現する。					
	対象者	全市民	対象者数	79,458	一人当たりコスト	0.16	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 (委託先・実施主体等)					
	事業概要	営利を目的としない団体(PTA、子ども会、自治会など)による資源ごみ(新聞、雑誌、ダンボール、空き缶、廃食用油など)の集団回収に対し、資源ごみ1kgあたり4円(廃食用油の場合は1リットルあたり4円)の報奨金を支給することで市民の自主的な活動を後押しし、ごみの減量、リサイクルを進める。					
	主な経費と具体的内容(H28実績)	項目	具体的な内容			H28経費	
	報償費	2,085,231kg(回収量)×4円			8,341		
関連事業							
予算と執行の状況	区 分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算…①	11,344	11,056	9,878		
		補正予算…②	0		0		
		繰越し等…③	0	0	0		
	財源内訳	一般財源	5,672	5,528	4,939		
		国支出金	0	0	0		
		府支出金	5,672	5,528	4,939		
		地方債	0	0	0		
		その他特財	0	0	0		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.18/0	0.18/0	0.18/0		
概算人件費…④		1,440	1,440	1,440			
総事業費(①+②+③+④)…⑤		12,784	12,496	11,318			
執行状況	執行額…⑥	10,961	8,341				
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)	96.6%	75.4%				
業績指標	成果実績(アウトカム)実績/当初目標	指 標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		リサイクル率	%	19.0 / 19.0	18.3 / 19.5	/ 20.0	25.0(H32)
		年間1人当たりごみ排出量	kg	159 / 159	152 / 155	/ 151	138(H32)
	活動実績(アウトプット)実績/当初見込	指 標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		資源ごみ回収量	トン	2740/2704	2085/2747	/2774	2882
		単位あたりコスト		4.0	4.0		
			回	/	/	/	
単位あたりコスト		/	/	/			
単位あたりコスト		/	/	/			

		項目	評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	・子ども会、PTAなど多くの団体が登録しており、この制度は市民に定着している。 ・この事業による回収量は、本市の再資源化量に大きな割合を占めている。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	・前年度実績で試算すると、市が同量の資源ごみを収集・処理をする場合よりも、報奨金制度のほうが経費節減ができた。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	○	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	○	・ごみ処理量の減少やリサイクル率上昇が重要であり、明確に把握できる指標である。 ・他の多くの市町村でも実施されており、その取組みを参考にしている。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	○	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	○	
		目的及び指標等の達成状況に対する評価	・20年以上続いている事業であり、市民による積極的な集団回収により、環境パークへのごみの持込み量を減らすことに貢献しており、処理費用の削減につながっている。	
	今後の課題及び方向性	・資源ごみ回収を実施する団体が減少傾向にある。 ・市場価格の変動により、資源ごみの引き取り価格が下落した時、集団回収団体の活動が鈍ることが懸念される。その場合は報奨金単価の見直しの検討が必要となる。		
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所 見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所 見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び予算要求方針	方針区分	内 容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし		
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充		

資源ごみ集団回収報奨事業

資料1

資源ごみ種類別実績

資源ごみ種別	新聞	雑誌	段ボール	アルミ	スチール	ビン類	布類(ウエス)	食用油	その他	総量(kg)
H27年度回収量(kg)	667,876	619,064	1,153,090	48,608	74,656	14,606	119,995	33,243	9,173	2,740,311
H28年度回収量(kg)	612,711	524,529	681,629	43,457	62,292	11,520	108,476	32,274	8,343	2,085,231

回収団体別実績

団体種別	子ども会	女性の会	PTA	老人会	自治会	その他	合計
H27年度	34	7	36	1	11	34	123
登録団体数	34	7	36	1	11	34	123
回収重量(kg)	139,083	25,453	1,037,858	14,601	60,114	1,463,202	2,740,311
支給金額(円)	556,332	101,812	4,151,432	58,404	240,456	5,852,808	10,961,244
H28年度	32	7	35	1	10	31	116
登録団体数	32	7	35	1	10	31	116
回収重量(kg)	132,608	18,075	898,846	5,010	54,268	976,424	2,085,231
支給金額(円)	530,432	72,300	3,595,384	20,040	217,072	3,905,696	8,340,924

京都府内の資源ごみ集団回収実施状況

平成28年4月1日現在

市町村名	回収ごみの種類	報奨金額	平成27年度			平成28年度	
			団体数	回収実績(t)	決算額(千円)	予算額(千円)	
京都市	古紙、古布、缶、びん、その他	1万円又は1万5千円/年・団体 ※開始月で一定減額	2,581	22,544	37,927	43,463	
	使用済てんぷら油	1拠点目5千円、2拠点目以降1,500円 ※開始月で一定減額	(拠点数) 1,871	168	3,840	4,215	
向日市	—						
長岡京市	古紙、段ボール、牛乳パック、雑誌、古繊維等	2円/kg、10,000円/団体	85	2,226	5,301	5,600	
大山崎町	—						
宇治市	古紙、古布、段ボール、雑誌	5円/kg	532	8,834	44,172	46,500	
城陽市	古紙、古布、段ボール、雑誌	5円/kg、2,000円/団体	137	3,968	20,112	20,423	
久御山町	古紙、古布、段ボール、雑誌	5円/kg	45	516	2,578	2,725	
八幡市	古紙、古布、段ボール、雑誌	4円/kg	66	2,141	8,535	8,800	
京田辺市	カンビン、古紙、古布、段ボール	紙・布6円/kg、カンビン3円/kg	80	2,187	12,973	13,980	
井手町	古紙、古布、牛乳パック、段ボール	5円/kg	7	145	725	1,210	
宇治田原町	新聞紙、雑誌類、段ボール、古布	5円/kg	14	501	2,503	2,700	
木津川市	新聞、雑誌、古布、牛乳パック、段ボール	5円/kg	157	2,387	11,937	15,000	
笠置町	—						
和束町	古紙、古布、牛乳パック、段ボール、アルミ缶	7円/kg	17	176	1,232	1,610	
精華町	新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、古布、アルミ缶、その他のリサイクルできる紙	1円/kg(年12回実施及び団体自ら回収時は単価加算)	45	1,855	3,781	4,410	
南山城村	—						
亀岡市	新聞・雑誌・段ボール・古布	5円/kg	183	3,096	15,483	14,690	
南丹市	新聞、雑誌、古布、段ボール	(5円-業者買取単価) × 回収量(kg)	44	455	1,558	1,800	
京丹波町	古紙(新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック)、古布	5円/kg以内(5円-業者買取単価) × 回収量(kg)	26	134	432	530	
綾部市	新聞紙、雑誌、段ボール、その他紙類、古布	団体3円/kg	70	1,241	3,722	4,070	
福知山市	古紙、古布、段ボール、カンビン、鉄くず、牛乳パック、廃食用油	4円/kg、廃食用油4円/ℓ	123	2,740	10,961	11,056	
舞鶴市	アルミ類、古紙(新聞、雑誌、牛乳パック、段ボール)、古布、廃食用油	3円/kg(廃食用油にあつては5円/ℓ)	69	956	2,888	3,169	
宮津市	古紙、古布、牛乳パック、段ボール	2円/kg	117	986	1,972	2,300	
伊根町	ビン、古紙(新聞、雑誌)、古布、段ボール、牛乳パック	4円/kg	5	142	300	553	
与謝野町	カン、ビン、古紙、古布、段ボール、牛乳パック、廃食用油	3円/kgまたは逆有償補填(1/2以内で上限3円/kg)	24	669	1,906	1,900	
京丹後市	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・雑がみ	5円/kg+逆有償補填	50	2,488	12,438	14,000	
実施市町村			合計	4,477	60,555	207,276	224,704

(注)報奨金制度等により自治体が関与しているもの

京都府「一般廃棄物処理事業実態調査(府独自調査)」より

平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	多子世帯保育料軽減事業 (430173)		担当課	子育て支援課		
	開始年度	平成27(2015)	終了予定年度	平成28(2016)	作成責任者	時井 博信	
	施策の大綱	子育て支援の充実			関連計画等	-	
	施策名	子どもの心豊かな育ちを支える環境をつくる				-	
	根拠法令等	京都府第3子以降保育料無償化事業費補助金交付要綱			(フラグ1)		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input checked="" type="checkbox"/> 国府制度事業 <input type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他()						
基礎情報	事業目的(あるべき姿)	保育所等に第3子以降の子を通わせている保護者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。					
	対象者	保育園・幼稚園利用児童及び世帯	対象者数	保育園・幼稚園利用児童 370人	一人当たりコスト	12.51	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 (委託先・実施主体等)					
	事業概要	18歳未満の子どもが3人以上いる世帯のうち、保育料階層C18階層以下(市民税非課税世帯を除く所得割額169,000円未満)の世帯について、3人目以降の児童に係る保育料を申請に基づき0円とする。 平成27年度は262人分の61,578,550円が、平成28年度は354人分の61,511,360円が軽減された。 なお、本事業にかかる支出は、事務補助として雇用した臨時職員の人件費のみであり、その資金も平成29年度からは、民間保育所運営事業と公立保育所運営事業に組み替えられ、本市の予算事業としてはなくなっている。					
	主な経費と具体的内容(H28実績)	項目	具体的な内容		H28経費		
	賃金	臨時職員賃金		1,660			
	関連事業						
予算と執行の状況	区 分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算・・・①	3,939	3,939	0		
		補正予算・・・②	0	△ 31	0		
		繰越し等・・・③	0	0	0		
	財源内訳	一般財源	1,586	1,603	0		
		国支出金	0		0		
		府支出金	2,353	2,336	0		
		地方債	0	0	0		
		その他特財	0	0	0		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.09/0	0.09/0	0/0		
概算人件費・・・④		720	720	0			
総事業費(①+②+③+④)・・・⑤		4,659	4,628	0			
執行状況	執行額・・・⑥		1,653	1,660			
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)		42.0%	42.5%			
業績指標	成果実績(アウトカム) 実績/当初目標	指 標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		申請者数	人	262	354	370	370
			/	/	/		
	活動実績(アウトプット) 実績/当初見込	指 標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		申請率	%	-	95.9	-	100
		単位あたりコスト		/	17.3		
		単位あたりコスト		/	/	/	
単位あたりコスト		/	/	/			
単位あたりコスト		/	/	/			

項目		評価	評価に対する説明	
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	・出生数が年々減少していく中、3人目以降にかかる保育料を無償化することで保護者の負担を軽減し、子どもを生き育てやすい環境を整える。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	△	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	・京都府補助事業であり、手法、経費などは事業内容に左右される。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	△	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	△	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	△	平成28年度では、61,511,360円 計354人分の保育料が無償となり、制度の認知が高まるにつれ、多子世帯の保育園への入所希望も増えている。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	○	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	○	
	目的及び指標等の達成状況に対する評価	平成27年度より京都府によって開始された事業で、広報や窓口において周知しており徐々に認知度も高まっている。		
今後の課題及び方向性	本事業実施のためには安定した財源確保が必要である。本事業は京都府の補助金を財源としているが、その補助金は府の一般財源でありその後の継続的な財源の確保が必要と思われる。 また、本事業開始翌年度の平成28年度から、国制度による適用条件の異なる第3子以降保育料無償化が実施され、事務が煩雑化している。国制度が適用されない階層も本事業では適用可能であり、市民が不利益にならないよう京都府に整理を働きかけていく必要がある。 なお、平成29年度からは、賃金を他事業に組み替えたため予算事業としては無くなっているが、第3子以降無償化については継続している。			
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所 見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所 見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び予算要求方針	方針区分	内 容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし		
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充		

平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	民間保育所運営事業 (430101)			担当課	子育て支援課	
	開始年度	昭和63(1988)	終了予定年度	平成32(2020)	作成責任者	時井 博信	
	施策の大綱	子育て支援の充実			関連計画等	-	
	施策名	子どもの心豊かな育ちを支える環境をつくる				-	
	根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法			(フラグ1)		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 国府制度事業 <input type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他()						
基礎情報	事業目的 (あるべき姿)	補助制度の実施により、民間認可保育所における保育の質・量の向上を図ることで、急増する保育ニーズに対応できる園経営を行うことができるようにする。					
	対象者	民間認可保育園利用者	対象者数	1,800	一人当たりコスト	1.19	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 (委託先・実施主体等) 民間認可保育園					
	事業概要	民間認可保育所への補助金助成。利用者への決定内容送付。					
	主な経費と 具体的内容 (H28実績)	項目	具体的な内容			H28経費	
		郵送料	決定通知などの発送			1,124	
		民間保育所特別運営補助金	職員の処遇改善と資質向上に資する補助金			79,012	
民間保育所振興補助金		施設利用者の処遇の向上に資する補助金			33,660		
保育対策総合支援事業費補助金		保育所等における業務効率化推進に資する補助金			14,080		
子ども・子育て支援交付金	地域子ども・子育て支援の着実な推進に資する補助金			23,891			
関連事業	保育所委託事業						
予算と執行の状況	区分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算・・・①	210,713	228,663	235,713		
		補正予算・・・②	0	16,320	0		
		繰越し等・・・③	0	0	0		
	財源内訳	一般財源	176,660	190,783	196,503		
		国支出金	10,095	24,243	11,753		
		府支出金	23,802	29,517	27,039		
		地方債	0	0	0		
		その他特財	156	440	418		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.71/0	0.71/0	0.71/0		
概算人件費・・・④		5,680	5,680	5,680			
総事業費(①+②+③+④)・・・⑤		216,393	250,663	241,393			
執行状況	執行額・・・⑥	210,713	229,280				
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)	100.0%	93.6%				
業績指標	成果実績 (アウトカム) 実績/当初目標	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		待機児童数	人	0 / 0	0 / 0	0	0
	活動実績 (アウトプット) 実績/当初見込	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		一時預かり実施園	園	8 / 20	8 / 20	8	10
		単位あたりコスト		26,339.1	28,660.0		
		入所定員	人	1,800/1,800	1,800/1,800	/1,830	
		単位あたりコスト		117.7			
単位あたりコスト		/	/	/			

項 目		評価	評価に対する説明	
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	・家庭で保育を受けることができない児童については、市に保育の義務が課せられている。 就労形態の多様化により保育ニーズは高まっており、本事業の必要性は高い。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	・事業費の削減は民間認可保育所の安定した運営を妨げることにつながり、保育の質の低下や高まる保育ニーズに市が対応できないことにつながるため、経費削減は難しい。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	×	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	△	・公立保育所の民営化及び入所定員増により、近年増加する保育所利用希望に対応する必要がある。 ・他市と比較しても、補助制度が充実しており、園の安定した経営及び定員増につながっている。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	△	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	△	
	目的及び指標等の達成状況に対する評価	近年の保育所利用希望者増加傾向に対して、補助制度による保育園の安定した経営及び定員増により、待機児童数0という数字を維持することができていることについては一定の評価をすることができる。		
今後の課題及び方向性	保育所入所児童は増加し、途中入所希望者も増加している一方、保育士の確保が困難な状況が発生している。保育士不足により増加するニーズに対応できない状況の発生が懸念される。また、公立保育園の民営化を進める中、質の高い保育を提供するためにも、民間保育園が安定的に運営を進めるよう支援する必要がある。保育士の安定した確保のためにも、保育士の処遇改善につながる補助を実施することで、保育ニーズに対応していかなければならない。			
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】			
	所 見			
来年度方針	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】			
	所 見			
来年度方針	方針区分	内 容		
	担当課の事業の見直し及び 予算要求方針	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし		
来年度方針	予算への反映 【財政担当課記入】	予算額の反映状況(対H28) <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充		
		担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】		

平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	公立保育所運営事業 (430104)			担当課	子育て支援課	
	開始年度	昭和63(1988)	終了予定年度	平成32(2020)	作成責任者	時井 博信	
	施策の大綱	子育て支援の充実			関連計画等	-	
	施策名	子どもの心豊かな育ちを支える環境をつくる				-	
	根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法			(フラグ1)		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 国府制度事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他()						
基礎情報	事業目的 (あるべき姿)	保育所生活の中で、子どもたちが生涯にわたり生きる力の基礎を培うとともに、乳幼児期にふさわしい生活が豊かに展開できるように、保育内容を構築し、安心安全な環境を保つための管理運営をすることで、増加する保育ニーズに対応する。					
	対象者	公立保育所利用者	対象者数	520	一人当たりコスト	1.19	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 <委託先・実施主体等>					
	事業概要	公立保育園9園の管理運営に係る経費を支出。					
	主な経費と 具体的内容 (H28実績)	項目	具体的な内容			H28経費	
		報酬	公立保育園嘱託内科・歯科医への報酬			4761	
		賃金	臨時職員賃金			176,961	
旅費		研修旅費			664		
需用費		購入・修繕			70,417		
備品等購入費					1,964		
負担金	研修参加費用			459			
関連事業							
予算と執行の状況	区分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算・・・①	284,024	298,462	308,874		
		補正予算・・・②	0	6,163	0		
		繰越し等・・・③	0	0	0		
	財源内訳	一般財源	120,391	164,077	164,077		
		国支出金	12,259	7,496	2,882		
		府支出金	11,535	14,276	8,179		
		地方債	0	0	0		
		その他特財	139,839	128,576	133,736		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.15/0	0.15/0	0.15/0		
		概算人件費・・・④	1,200	1,200	1,200		
総事業費(①+②+③+④)・・・⑤		285,224	305,825	310,074			
執行状況	執行額・・・⑥	284,024	280,699				
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)	100.0%	92.1%				
業績指標	成果実績 (アウトカム) 実績/当初目標	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		待機児童数	人	0	0		0
		一時預かり実施園	園	2 / 9	2 / 9		3
	活動実績 (アウトプット) 実績/当初見込	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		入所児童数	人	524	513		
		単位あたりコスト		542.0	547.2		
				/	/	/	
単位あたりコスト		/	/	/			
		/	/	/			
単位あたりコスト							

項 目		評価	評価に対する説明	
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	・家庭で保育を受けることができない児童については、市に保育の義務が課せられている。就労形態の多様化により保育ニーズは高まっており、本事業の必要性は高い。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	・施設の老朽化、備品の経年劣化が進む一方、限られた財源の中で、工夫して保育を実施している。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○	
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	○	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	○	・保護者のニーズという点では、待機児童とならないことが最重要とされる点であり、今後も「0」を維持することが重要と捉える。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	△	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	△	
	目的及び指標等の達成状況に対する評価	待機児童数0という数字を維持することができていることについては一定の評価をすることができる。		
今後の課題及び方向性	施設の老朽化及び、備品の経年劣化が進む一方、限られた財源の中で質の高い保育を提供しなければならない。ただし、児童が安心安全な環境で保育を受けるための財源を確保して事業を進めていかなければならない。 統廃合を進めることで、施設維持にかかる費用について削減を図る必要がある。			
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所 見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所 見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び予算要求方針	方針区分	内 容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし		
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充		

幼児教育の段階的無償化の流れ

福知山市における利用者負担額表

保育料計算の原則

未就学児のみ兄妹として数える。

(未就学児のなかで)

第1子:全額、第2子:半額、第3子以降:0円

※私立幼稚園入園の兄妹がいる場合は申告が必要

各月初日において保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)3歳未満		利用者負担額(月額)3歳以上	
階層区分		定義	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
(国)生活保護世帯	(自治体) A	生活保護世帯 中国残留邦人等支援給付 受給世帯	0円	0円	0円	0円
非課税世帯	B	A階層を除き、市町村民税 非課税世帯	4,500円	4,500円	3,000円	3,000円
第3階層	C1	A階層を除き、市町村民税 課税世帯のうち、均等割の み課税世帯	9,800円	9,700円	8,300円	8,200円
	C2	16,200円未満	10,700円	10,600円	9,100円	9,000円
	C3	16,200円以上 32,400円未満	11,700円	11,600円	9,900円	9,800円
	C4	32,400円以上 48,600円未満	12,700円	12,500円	10,700円	10,600円
	C5	48,600円以上 53,900円未満	15,000円	14,800円	13,500円	13,300円
	C6	53,900円以上 57,700円未満	16,500円	16,300円	14,900円	14,700円
第4階層	C7	57,700円以上 59,200円未満				
	C8	59,200円以上 64,500円未満	18,000円	17,700円	16,200円	16,000円
	C9	64,500円以上 69,800円未満	21,000円	20,700円	18,900円	18,600円
	C10	69,800円以上 75,100円未満	22,500円	22,200円	20,200円	19,900円
	C11	75,100円以上 77,101円未満	24,000円	23,600円	21,600円	21,300円
第5階層	C12	A階層を除き、市町村民税課税世帯であって、 その所得割の額が次の 区分に該当する世帯	77,101円以上 80,400円未満			
	C13	80,400円以上 85,700円未満	25,500円	25,100円	23,000円	22,700円
	C14	85,700円以上 91,000円未満	27,000円	26,600円	24,300円	23,900円
	C15	91,000円以上 97,000円未満	28,500円	28,100円	25,700円	25,300円
	C16	97,000円以上 111,400円未満	31,200円	30,700円	29,100円	28,700円
	C17	111,400円以上 125,800円未満	33,400円	32,900円	30,300円	29,800円
	C18	125,800円以上 140,200円未満	35,600円	35,000円	30,300円	29,800円
第6階層	C19	140,200円以上 154,600円未満	37,800円	37,200円	30,300円	29,800円
	C20	154,600円以上 169,000円未満	40,100円	39,500円	30,300円	29,800円
第7階層	C21	169,000円以上 235,000円未満	42,700円	42,000円	30,300円	29,800円
	C22	235,000円以上 301,000円未満	48,800円	48,000円	30,300円	29,800円
第8階層	C23	301,000円以上 349,000円未満	56,000円	55,100円	30,300円	29,800円
		349,000円以上 397,000円未満	64,000円	63,000円	30,300円	29,800円
		397,000円以上	72,800円	71,600円	30,300円	29,800円

平成29年度の減免制度

B階層世帯

(ひとり親・障がい世帯)

全員0円※申請必要あり※

(それ以外の世帯)

兄妹のなかで

第2子以降:0円※申請なし※

ひとり親・障害世帯以外

上の子が小学校以上で

も兄妹として数える。

(兄妹のなかで)

第1子:全額

第2子:半額

第3子以降:0円

※申請必要なし※

ひとり親・障害世帯

上の子が小学校以上で

も兄妹として数える。

(兄妹のなかで)

第1子:B階層相当額

第2子以降:0円

※申請必要あり※

全ての世帯

「京都府第3子以降無償化」

(18歳以下の兄妹のなかで)第3子

以降を無償とする。

※ひとり親・障害世帯は所得割額

77,101円以上が対象

※申請必要あり※

京都府第3子以降保育料無償化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、幼稚園、保育所、若しくは認定こども園又は特定地域型保育事業所に第3子以降の子を預けている保護者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進するため、市町村が行う第3子以降保育料無償化事業に必要な経費に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号、以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園であって、次に掲げる幼稚園をいう。

(7) 学校教育法第2条第1項の規定により、地方公共団体及び学校法人によって設置されている幼稚園

(4) 学校教育法附則第6条の規定により、学校法人以外のものによって設置されている幼稚園

(2) 保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する業務を目的とする施設であり、同法第35条第3項による届出をし、又は同法第4項の認可を得ている施設をいう。

(3) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

(4) 特定地域型保育事業所 市町村の長が、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号、以下「法」という。)第7条第5項に規定する、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う者として確認した事業者が事業を行う事業所をいう。

(6) 第3子以降 子のうち第1子及び第2子以外のものをいう。

(6) 1号認定 法第19条第1項第1号に掲げる子どもを保護者が、市町村から教育・保育給付を受ける資格を有すること及び同項第1号に掲げる小学校就学前子ども区分の認定を受けているものをいう。

(7) 2号認定 法第19条第1項第2号に掲げる子どもを保護者が、市町村から教育・保育給付を受ける資格を有すること及び同項第2号に掲げる小学校就学前子ども区分の認定を受けているものをいう。

(8) 3号認定 法第19条第1項第3号に掲げる子どもを保護者が、市町村から教育・保育給付を受ける資格を有すること及び同項第3号に掲げる小学校就学前子ども区分の認定を受けているものをいう。

(9) 幼稚園就園奨励費補助 幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成10年6月17日文部大臣裁定)第3条第1項第2号に規定する当該市町村の住民で私立幼稚園に就園する

幼児に関して市町村が行う就園奨励事業により交付される補助金をいう。

(10) 第1子扱い 同一世帯から幼稚園、保育所、認定こども園又は特定地域型保育事業所に通っている子どものうち、最年長の子どもをいう。

(11) 第2子扱い 令第14条第1項第1号に掲げる子ども又は、同一世帯に小学校1年生から3年生の兄・姉を1人有り、幼稚園に就園している最年長の子どもをいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、市町村が、当該市町村の区域内に居住地を有する者であって、満18歳未満の児童(ただし、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間を含む。)が3人以上いる世帯の第3子以降の子が次の各号のいずれかに該当する場合、その子どもを保育料の全部を助成する事業とする。

(1) 市町村が、1号認定に該当すると認め、その保護者の市町村民税所得割合算額(子ども・子育て支援法施行令に定める市町村民税所得割合算額をいう。以下同じ。)が、77,101円以上211,200円以下に該当する者

(2) 市町村が、2号認定及び3号認定に該当すると認め、その保護者の市町村民税所得割合算額が、57,700円以上169,000円未満(令第4条第2項第4号に定める要保護者等に該当する場合は、77,101円以上169,000円未満)に該当する者

(3) 幼稚園就園奨励費補助の対象となる幼稚園に在園し、同補助における市町村民税所得割合算額が77,101円以上211,200円以下の世帯に属する者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に定める者の保育料の合計額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てる。)とする。ただし、前条第1号及び第2号に該当する者の保育料は、令に定める額とし、前条第3号に該当する者の保育料は、幼稚園保育料等(ただし、幼稚園就園奨励費補助に係る補助限度額を上限とする)から、市町村が実施する幼稚園奨励費補助金を差し引いた額とする。

(交付申請)

第5条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、市町村長は、知事が別に定める日までに知事に申請するものとする。

2 この補助金の交付決定後の事情の変更により、変更交付申請を行う場合には、前項に定める申請手続に準じて、別記第2号様式により毎年度1月10日までに行うものとする。

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日までに知事に提出するものとする。

(書類の提出)

第7条 この要綱に基づき市町村の長が知事に提出する書類の部数は、正副各1部とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月18日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。
この要綱は、平成28年5月12日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

平成29年度 事務事業評価シート

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	妊婦健康診査事業 (430511)			担当課	健康推進課	
	開始年度	平成9(1997)	終了予定年度	平成32(2020)	作成責任者	柴田みどり	
	施策の大綱	子育て支援の充実			関連計画等	-	
	施策名	安心・安全な子育て環境をつくる				-	
	根拠法令等	母子保健法			(フラグ1)		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 国府制度事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他 ()						
基礎情報	事業目的(あるべき姿)	妊娠初期から定期的に健康診査を受診し、妊婦と胎児の健康状態を把握することは、安全に安心して出産を迎えることにつながる。妊婦健康診査の費用を一部公費負担し、経済的負担の軽減を図ることで、妊婦が安心して健康診査を受診し、安全な出産ができることを目指す。また、経済的負担の軽減を図ることで、飛び込み出産を防ぐ。					
	対象者	福知山市に住所をおく妊婦	対象者数	1,150	一人当たりコスト	61.38	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 <委託先・実施主体等>					
	事業概要	妊娠の届出をした妊婦に対し、妊婦健康診査(基本健診14回分、追加検査14回分)受診券を交付。京都府医師会と単価契約を結び、契約医療機関で実施した妊婦健診について受診券を使用。府外の指定医療機関外での受診した者は償還払いにて対応。妊婦一人あたりの単価:91,040円(14回分)					
	主な経費と具体的内容(H28実績)	項目	具体的な内容		H28経費		
	賃金	看護師等臨時職員 賃金		143			
	需用費:消耗品費・印刷製本費	案内文、受診券印刷		316			
	役務費:郵送料	必要書類送付 医療機関連絡等		15			
	委託料	妊婦健康診査委託料		56155			
	扶助費	妊婦健康診査償還払い		3702			
	関連事業						
予算と執行の状況	区分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算...①	68,812	65,111	62,394		
		補正予算...②	0	0	0		
		繰越し等...③	0	0	0		
	財源内訳	一般財源	68,812	65,111	62,394		
		国支出金	0	0	0		
		府支出金	0	0	0		
		地方債	0	0	0		
		その他特財	0	0	0		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.61/0.23	0.61/0.24	0.61/0.24		
概算人件費...④		5,455	5,480	5,480			
総事業費(①+②+③+④)...⑤		74,267	70,591	67,874			
執行状況	執行額...⑥	61,582	60,332				
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)	89.5%	92.7%				
業績指標	成果実績(アウトカム)実績/当初目標	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		妊娠届出以降妊婦健診を定期的に受診できていない者	人	-	0/0	0/0	0/0
	活動実績(アウトプット)実績/当初見込	指標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		妊婦健康受診者数(実人数)	人	1,139/1,120	1,123/1,120	/1,120	1120
		単位あたりコスト		54.1	53.7		
		1人あたり平均妊婦健診受診回数	回	12.2/12.5	12.4/12.5	/12.5	12.5
		単位あたりコスト		/	/	/	
単位あたりコスト		/	/	/			

項目		評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性		
	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	妊婦健診を公費負担することで、全妊婦が定期的を受診できており、飛び込み出産がほとんどなくなっている。全ての妊婦が安全に安心して出産を迎えるために必要な事業である。
	民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	○	
	目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性		
	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	産科医療機関の協力もあり、早期の妊婦届出、定期的な妊婦健診の受診が可能となっている。健診単価は京都府と京都府医師会が協議され決定したものであり、京都府下一律である。
	他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	○	
	コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	○	
	有効性		
	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	○	京都府下市町村同一の事業であり、妊娠初期の届出、定期受診につなげるため有効である。現状のまま、医療機関と連携を図り、成果目標達成に向けて取組む。
活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	○		
先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	○		
目的及び指標等の達成状況に対する評価	平成28年度は、妊婦届出以降全員が定期的に妊婦健診を受診できていた。しかし、中には妊娠20週以降の届出妊婦が若干名あり、届出が遅れた理由を見ると、望まない妊娠、若年妊婦、虐待のリスクが高い家庭等、出産に向けてのリスクが高い妊婦がほとんどであった。このように、特に支援が必要な妊婦については、妊婦届出時に妊婦相談票により必要な情報収集を行うと共に、専門職が個別面談を特に丁寧に行い、個々に応じた相談支援を行っている。また医療機関をはじめ関係機関と十分に連携を図り、妊婦健診の受診勧奨や助産師・保健師による家庭訪問等必要な支援を提供できている。平成29年度からは、支援が必要な妊婦についてはケアプランを作成し、妊娠期から子育て期まで、関係機関が切れ目ない支援を提供するしくみを構築しつつある。		
今後の課題及び方向性	できる限り早期の妊娠届出が可能となり、妊娠初期から妊婦健診が定期的を受診できるよう、医療機関と連携を図り周知を図る。 妊婦健診結果については、医療機関から健康推進課に届くため、妊婦の健康状態を把握することが出来ている。しかし、健診の結果、何らかの異常が認められた妊婦が、その後きっちり治療等行っているかどうかは、医療機関に任せて確認ができていない。今後は、必要に応じて受診勧奨、保健指導を行う等妊婦の健康管理について医療機関と更に連携を図り支援をしていきたい。		
庁内及び外部による評価	所見		
	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】		
三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び 予算要求方針	方針区分	内容
		<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし	
予算への反映 【財政担当課記入】	予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充	

妊婦健康診査事業

(根拠法令)

母子保健法

第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児
- 二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児

2 前項の厚生労働省令は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針（第十六条第四項において単に「健康診査等指針」という。）と調和が保たれたものでなければならない。

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

妊娠がわかったら

「母子健康手帳」を受け取ろう

妊娠の届け出をして、「母子健康手帳」を受け取りましょう。
妊娠中の経過や、出生後の子どもの発育・発達などを記入し、大切な健康記録として使いましょう。

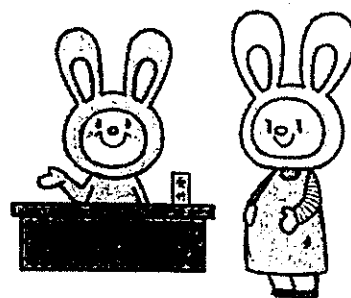
●問合せ先・手続き：各保健福祉センター

妊婦健康診査 を受診しよう

妊婦健康診査受診券綴にある基本健診 14 回と各検査項目について公費負担で受けることができます。必要な時期に、必ず受けましょう。
受診券は福知山市が委託している医療機関及び助産院で使用できます。

<受診の目安>

- *妊娠 23 週まで ⇒ ⇒ ⇒ 4 週間に 1 回
- *妊娠 24 週～35 週 ⇒ ⇒ 2 週間に 1 回
- *妊娠 36 週以降出産まで ⇒ 週 1 回



妊婦歯科健康診査 を受診しよう

妊婦健康診査受診券と同時に妊婦歯科健康診査受診票をお渡しします。
出産までに 1 回、協力歯科医療機関でご利用いただけます。
つわり等、体調が落ち着いたらなるべく早くに健診を受けましょう。

<妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査の注意>

- *福知山市外へ転出された場合は、この受診券(票)は使用できません。
- *他市町村から転入された場合は、窓口でご相談ください。
- *京都府外の医療機関で受けられた健診については、償還払い(払い戻し)の制度もあります。

<妊婦健診・妊婦歯科健診の受診券(票)取り扱いについて>

受診券(票)は妊婦健診・妊婦歯科健診を受診された後、医療機関より福知山市に提出されます。個人情報の取扱いについては十分注意した上で、皆様の健康管理に役立てるために使用させていただきます。

●問合せ先：中央保健福祉センター Tel 0773-23-2788

平成29年度 妊婦健康診査検査項目、検査時期及び委託単価一覧

別 表

京都府福知山市

検査項目	受診券種別	委託料 (円)	時期		前期								中期								後期								
			回数	妊婦週数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	13回	14回											
					8週	12週	16週	20週	24週	26週	28週	30週	32週	34週	36週	37週	38週	39週											
基本健診 ・問診、診察 ・体重測定 ・血圧測定 ・尿検査 ・保健指導	基本①	3,230		○																									
	基本②	3,230			○																								
	基本③	3,230				○																							
	基本④	3,230					○																						
	基本⑤	3,230						○																					
	基本⑥	3,230							○																				
	基本⑦	3,230								○																			
	基本⑧	3,230									○																		
	基本⑨	3,230										○																	
	基本⑩	3,230											○																
	基本⑪	3,230												○															
	基本⑫	3,230													○														
	基本⑬	3,230														○													
	基本⑭	3,230															○												
血液検査 ・貧血(末梢血液一般検査)、血糖 ・血液型 ・貧血(末梢血液一般検査)、血糖 ・貧血(末梢血液一般検査) 免疫検査(間接クーラムス、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、風しんウイルス抗体価検査、梅毒検査(梅毒脂質抗原(定性)使用)、TPHA(定性)検査) 日糖溶血性レンサ球菌検査 HIV抗体価検査 子宮頸がん検査(細胞診) 超音波	追加 前期-血液①	3,260																											
	追加 前期-血液②	420																											
	追加 中期-血液③	3,260																											
	追加 後期-血液④	1,710																											
	追加 前期-免疫	4,470																											
	追加 中期～後期-1日群	3,600																											
	追加 前期-HIV	1,210																											
	追加 前期-がん	3,400																											
	追加 前期-超音波①	5,300																											
	追加 前期-超音波②	5,300																											
	追加 中期-超音波③	5,300																											
	追加 後期-超音波④	5,300																											
	追加 前期-HTLV-1	850																											
追加 前期-クラミジア	2,440																												
合 計		91,040																											

※ 検査項目ごとに、受診券の使用時期の目安を表しています。

※ 医師の判断により、不要となる検査があります。

※ ← → は、医師の判断により、適切な検査の実施時期に幅があるものです。



平成29年度 事務事業評価シート

作成日時 2017/3/31

(単位:千円)

事業属性	事業名(コード)	脳いきいき元気アップ事業 (420555)			担当課	高齢者福祉課	
	開始年度	平成21(2009)	終了予定年度	平成29(2017)	作成責任者	小田 浩二	
	施策の大綱	高齢者福祉の充実			関連計画等	第7次高齢者保健福祉計画	
	施策名	高齢者の生きがいを創出する					
	根拠法令等	介護保険法			(フラグ1)		
事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input checked="" type="checkbox"/> 国府制度事業 <input type="checkbox"/> 市単独事業 <input type="checkbox"/> その他()						
基礎情報	事業目的 (あるべき姿)	もの忘れなど認知機能の低下予防が必要な高齢者に対し、スリーA方式に基づく認知症予防教室を開催し、脳の活性化を図る。					
	対象者	一次予防事業対象者	対象者数	23,018	一人当たりコスト	0.27	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他 (委託先・実施主体等)					
	事業概要	認知症予防の会のボランティアスタッフに協力いただき、前年度参加者のフォローアップ教室を実施する。また、地域のサロン等に出向いての認知症予防教室をボランティアスタッフに協力いただき、1団体につき年度内3回まで実施する。					
	主な経費と 具体的内容 (H28実績)	項目	具体的な内容			H28経費	
	報償費	認知症予防の会報償			355		
	使用料及び賃借料	教室参加者送迎代			27		
関連事業							
予算と執行の状況	区 分		H27	H28	H29	H30要求	
	事業費	当初予算...①	1,138	992	820		
		補正予算...②					
		繰越し等...③					
	財源内訳	一般財源	222	193	160		
		国支出金	444	387	320		
		府支出金	222	193	160		
		地方債					
		その他特財	250	219	180		
	職員人件費	従事職員数(正職/嘱託)	0.35/0.1	0.60/0.2	0.60/0.2		
概算人件費...④		3,050	5,300	5,300			
総事業費(①+②+③+④)...⑤		4,188	6,292	6,120			
執行状況	執行額...⑥	942	535				
	執行率(⑥/(①+②+③)×100)	82.8%	53.9%				
業績指標	成果実績 (アウトカム) 実績/当初目標	指 標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		認知症自立度IIa以上	人	2,318 / 2,810	2,419 / 2,839	/ 2,863	
		実参加者数	人	371 / 498	478 / 450	/570	
	活動実績 (アウトプット) 実績/当初見込	指 標	単位	H27	H28	H29	最終目標
		実施箇所数	箇所	20 / 31	31 / 30	/ 33	
		単位あたりコスト		47.1	17.3		
		実施回数	回	57 / 58	69/ 70	/80	
		単位あたりコスト		16.5	7.8		
				/	/	/	
		単位あたりコスト					

		項 目	評価	評価に対する説明
一次評価 ▽担当課による自己評価△	必要性	市民や社会のニーズを的確に捉えた事業か	○	認知症予防については市民の関心も高く、介護予防の観点からも事業は必要である。
		民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か	△	講師であるボランティアスタッフの活動の場を確保し、ボランティアの主体的な活動へと導きたい。
		目的・目標の達成手段として適切で、優先度の高い事業か	○	
	効率性	受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か	○	ボランティアスタッフの社会的活動参加の充実をめざし報償費を支払っているが、活動が十分にできるようになれば、市の支援がなくとも実施ができると考える。
		他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか	△	参加者からは、送迎利用者からのみ利用料を徴収している。
		コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか	○	
	有効性	成果目標は理にかなない、実績は適切に把握・測定されているか	○	地域外向き型の実施により、参加者数は増加している。継続的な利用がより効果的であると考えられるため、他市町村の認知症予防への取り組みを研究し、より有効な実施方法を探る必要性はある。
		活動実績は見込みに沿い、かつ投入資源に見合っているか	△	
		先行事例の分析や外部資源の活用は十分行われたか	△	
		目的及び指標等の達成状況に対する評価	認知症予防の会との共催で事業を行っている。依頼による外向き型の実施が増加し、認知症予防教室の存在を市民に周知し、認知症予防に関する普及啓発の場となった。	
	今後の課題及び方向性	認知症予防の会が、ボランティア団体として会独自で地域からの依頼を受けて活動の場を広げていくよう、会の主体性をはぐむ支援が必要である。 認知症予防においては、介護予防・日常生活支援総合事業が開始される中で、一般介護予防事業の再編も行い運動主体で市域全域での介護予防、健康づくりを目指す一方、認知症予防についても普及啓発事業として実施していくものである。		
庁内及び外部による評価	二次評価 (庁内) 【行革担当課記入】	所 見		
	三次評価 (外部) 【行革担当課記入】	所 見		
来年度方針	担当課の事業の見直し及び予算要求方針	方針区分	内 容	
	予算への反映 【財政担当課記入】	<input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 他事業と統合し組替 <input type="checkbox"/> 予算縮減を伴う見直し <input type="checkbox"/> 予算増減のない見直し <input type="checkbox"/> 予算拡充を伴う見直し <input type="checkbox"/> 事業の見直しなし		
		予算額の反映状況(対H28)	担当課の見直し・要求方針に対する所見【行革担当課記入】	
		<input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 組替 <input type="checkbox"/> 縮減 <input type="checkbox"/> 廃止/休止 <input type="checkbox"/> 拡充		

認知症予防教室(集約型)とは

【目的】

認知症の早期段階において、脳の活性化につながるプログラムを実施し、認知症の予防・改善をはかることを目的として開催する。

【内容】

- ・スリーA方式による認知症予防ゲーム
(福知山市認知症予防の会が実施)
- ・基本チェックリストの「物忘れ」項目に該当した人が対象
- ・実施会場に参加者に集まっていたいただき実施
- ・H24年度より希望者に対し送迎を実施
- ・全16回シリーズ

1

認知症予防教室(集約型)の経過

年度	対象地区	会場	実人数(人)	延べ人数(人)	実施回数(回)
H21年度	惇明学区	市民会館	21	209	13
H22年度	全市域	市民会館	13	180	16
H23年度	桃映・南陵	市民会館	8	80	16
H24年度	①日新 ②夜久野	①市民会館 ②夜久野ふれあいプラザ	22	294	32
H25年度	①川口・夜久野 ②六人部・三和	①夜久野ふれあいプラザ ②東部保健福祉センター	17	184	32
H26年度	①三和 ②大江	①東部保健福祉センター ②北部保健福祉センター	27	326	32
H27年度	北陵・大江	北部保健福祉センター	9	121	16

※27年度より出向き型による認知症予防教室を展開

2

認知症予防教室(出向き型)とは

【目的】

高齢者がいつまでも自分らしく健康に生活するために、地域のサロンや老人会等において介護予防に向けた取り組みが実施できるよう、運動機能低下予防や認知症予防に関する知識の啓発・実践をはかる。

【内容】

- ・スリーA方式による認知症予防ゲーム
(福知山市認知症予防の会が実施)
- ・地域のサロン等に出向き開催する。
- ・各会場年度内3回まで
- ・実施場所は、各サロン等が開催されている公民館等
- ・利用料:無料
- ・送迎:実施しない

3

認知症予防教室(出向き型)実績

	平成27年度	平成28年度
申込み団体	19団体	31団体
実施回数	39回	69回
実人数	338人	476人
延人数	544人	853人

4